

紀美野町第3回定例会会議録

令和7年9月17日（水曜日）

○議事日程（第2号）

令和7年9月17日（水）午前9時00分開議

- 第 1 選任第 4号 常任委員の補欠選任
 - 第 2 選挙第 9号 国民健康保険野上厚生病院組合議会議員の補欠選挙
 - 第 3 選挙第10号 海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の補欠選挙
 - 第 4 選挙第11号 海南海草環境衛生施設組合議会議員の補欠選挙
 - 第 5 一般質問
 - 第 6 議案第67号 令和6年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 7 議案第68号 令和6年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 8 議案第69号 令和6年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 9 議案第70号 令和6年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第10 議案第71号 令和6年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第11 議案第72号 令和6年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第12 議案第73号 令和6年度紀美野町農業集落排水事業会計歳入歳出決算の認定について
 - 第13 議案第74号 令和6年度紀美野町東部簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について
 - 第14 議案第75号 令和6年度紀美野町西部簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について
-

○会議に付した事件

日程第1から日程第14まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	徳田拓嗣
2番	中原和也
3番	桐山尚己
4番	藤井基彰
5番	上柏皖亮
6番	埴谷高夫
7番	美野勝男
9番	向井中洋二
10番	伊都堅仁
11番	美濃良和
12番	七良浴光

○欠席議員

なし

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	小川裕康
副町長	細峪康則
教育長	中野卓哉
総務課長	曲里充司
企画管財課長	高田真孝
住民課長	森谷克美
税務課長	調月克久
保健福祉課長	森谷善彦
子育て推進課長	黒崎智帆

産 業 課 長 吉 見 將 人
建 設 課 長 中 前 貴 康
まちづくり課長 米 田 和 弘
水 道 課 長 長 生 正 信
美 里 支 所 長 (米 田 和 弘)
消 防 長 井 川 豊 一
会 計 管 理 者 湯 上 増 巳
教 育 次 長 東 浦 功 三
代 表 監 査 委 員 菊 本 邦 夫

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 井 戸 向 朋 紀
事 務 局 書 記 西 本 貴 哉

開 議

○議長（七良裕 光） 皆さん、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（七良裕 光） それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 選任第4号 常任委員の補欠選任

○議長（七良裕 光） 日程第1、選任第4号、常任委員の補欠選任を行います。

常任委員の補欠選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、産業建設常任委員に中原和也議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました中原和也議員を産業建設常任委員に選任することに決定しました。

◎日程第2 選挙第9号 国民健康保険野上厚生病院組合議会議員の補欠選挙

○議長（七良裕 光） 日程第2、選挙第9号、国民健康保険野上厚生病院組合議会議員の補欠選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（七良裕 光） ただいまの出席議員数は11人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、4番、藤井基彰議員及び3番、桐山尚己議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（七良裕 光） 念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(七良裕 光) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番、徳田拓嗣議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(七良裕 光) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。4番、藤井基彰議員及び3番、桐山尚己議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(七良裕 光) 選挙の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 ゼロ

有効投票のうち、

徳田拓嗣議員 8票

美濃良和議員 3票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、国民健康保険野上厚生病院組合議会議員に、徳田拓嗣議員が当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開放)

○議長(七良裕 光) ただいま国民健康保険野上厚生病院組合議会議員に当選されました徳田拓嗣議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、

当選の告知をします。

◎日程第3 選挙第10号 海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の補欠選挙

○議長（七良裕 光） 日程第3、選挙第10号、海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

海南海草老人福祉施設事務組合議会議員に、中原和也議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました中原和也議員を海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました中原和也議員が海南海草老人福祉施設事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海南海草老人福祉施設事務組合議会議員に当選されました中原和也議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

◎日程第4 選挙第11号 海南海草環境衛生施設事務組合議会議員の補欠選挙

○議長（七良裕 光） 日程第4、選挙第11号、海南海草環境衛生施設事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

海南海草環境衛生施設組合議会議員に、桐山尚己議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました桐山尚己議員を海南海草環境衛生施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました桐山尚己議員が海南海草環境衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま海南海草環境衛生施設組合議会議員に当選されました桐山尚己議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

◎日程第5 一般質問

○議長(七良裕 光) 日程第5、一般質問を行います。

質問者は、一つの項目の質問を終了し、次の質問事項に入る場合は、質問の区切りが明確になるように、次に、何々について質問しますと発言願います。

なお、議長の許可を得て、通告項目の順を変更することができます。

一問一答方式により、質問時間は40分です。

一般質問の通告は5人です。

本日は、5人の登壇を予定しています。

それでは、順番に発言を許します。

3番、桐山尚己議員。

(3番 桐山尚己 登壇)

○3番(桐山尚己) 皆さん、おはようございます。

では、2点質問いたします。

まずは、学校教育デジタル化の光と陰についてであります。

文部科学省のGIGAスクール構想に基づき、全国小学校・中学校の義務教育の現場に、タブレット端末や電子黒板などのデジタル機器が導入されて、既に数年が経過しました。中でも、紀美野町は全国に先駆け、いち早くデジタル機器導入を推進してきた自治体であります。

さて、そのような中、過去数年間の利用状況や、その間得られた知見に基づき、紀美野町教育委員会では、この事業に関してどのような評価をされているのでしょうか。新たな試みをする場合は、光の部分、プラスの効果と、陰の部分、逆効果や弊害、こういったものが現れてくると思われますが、この点につき、当局の見解を求めます。

次に、コロナワクチンのリスクと検証についてであります。

我が国において、mRNAコロナワクチンの接種が2021年2月に開始されてから約4年半の年月が経過しました。この間、日本は、思いやりワクチンといった標語を掲げ、国中を挙げて新型コロナワクチン接種に邁進し、気がつけば、世界で最も接種率が高く、かつ接種回数も多い国の一つになりました。

昨年から高齢者等を対象として始まったコロナワクチンの定期接種、定期といってもこれは任意であります。この定期接種は、2週間後の10月1日を皮切りに、この秋冬も実施されることになっています。

その一方で、史上初、かつ中長期的な安全性が一切確認されていなかったmRNAコロナワクチン、これはワクチンではなく遺伝子製剤であると主張される専門家もいらっしゃるわけですが、この安全性未確認のmRNAコロナワクチンのリスクと健康被害に関し、残念ながら十分な情報がいまだに多くの国民、町民に届いていないどころか、国として責任を持って検証作業を行うといったこともなされていません。

そこでお尋ねいたします。

mRNAコロナワクチンのリスクと健康被害について、今改めて紀美野町として、ど

のように認識されているのでしょうか。

今後、毎年定期接種としてコロナワクチン接種が継続する前提条件があるようにお見受けいたしますが、リスク管理の観点から、町としてmRNAコロナワクチンのリスクと効果について、検証を行う意向はあるのでしょうか。

以上、2点について当局の答弁を求めます。

(3番 桐山尚己 降壇)

○議長（七良裕 光） それでは、桐山尚己議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長（東浦功三） おはようございます。

それでは、桐山議員の学校教育デジタル化の光と陰についての御質問にお答えいたします。

紀美野町では、平成29年度から小中学校のICT教育推進に取り組み、デジタル環境を整え、令和2年度には1人1台のiPadの整備を完了いたしました。また、ICT機器の活用促進、教育的効果を向上させる目的で電子黒板も導入し、授業に活用しています。

議員御質問の光の部分、プラスの効果といたしましては、児童生徒が多様な情報を自ら獲得できるようになり、自発的な学習が可能となりました。また、他者の意見を参照し、自分の学習に生かすことや、他者ともに共同作業をしながら学ぶことなどが容易にできるようになりました。そのほかにも、ICT機器の特性を生かし、学校に登校することができない児童生徒や、教室での授業を受けることができない児童生徒には、自宅や別室からオンラインでつなぎ、学習することもできるようになるなど、多くの効果がございます。

教員も、多様な情報の提供ができ、瞬時に児童生徒全員の意見の共有をするなどの新たな学習の形も実施できています。また、デジタル化により、教員の働き方改革にもつながっています。

一方、デジタル化による弊害も考えられます。例えば、デジタルに触れる時間が長くなることによるデジタル依存や身体への影響、また、報道等でも取り上げられておりますSNS上でのいじめなどが懸念されます。

このようなマイナス効果を生み出さないために、姿勢指導の実施や、教員によるiPad使用のルールについて繰り返し指導、また、外部講師による情報モラル教育を各校で実施するなどし、その効果は現れていると考えています。

学校教育において、ICT教育が全てではございませんが、この取組により、児童生徒が得るスキルや能力は、将来、こどもたちが社会生活を営む上で必要不可欠な要素であると考えられます。今後も、学校や関係機関と連携し、マイナス要因を打ち消しながら、プラス要素を拡充する取組を継続していきたいと考えています。

以上、答弁といたします。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長 (七良裕 光) 森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦) おはようございます。

桐山議員の二つ目の御質問、コロナワクチンのリスクと検証についてお答えします。

コロナワクチンは、有効性や安全性が確認された上で薬事承認されており、さらに、国内外で実施された研究などにより、令和6年秋冬の接種で用いられたJN.1系統対応ワクチンの効果として、新型コロナによる入院を約45から70%程度予防したとの報告がされています。

しかしながら、コロナワクチンによる副反応として、接種部位の腫れ、痛み、発熱、倦怠感、頭痛などの症状が現れる場合があり、こうした症状の大部分は、接種後の翌日をピークに数日以内に回復していきませんが、極めてまれではあるものの、治療を要したり、障害が残るほどの副反応があります。

さて、全国の予防接種健康被害の申請は、令和7年9月11日現在、1万4,189件あり、うち9,290件が予防接種健康被害救済制度の認定となっております。

紀美野町では、現在までに3件申請があり、全て認定を受けております。

なお、令和6年度に実施したコロナワクチンの対象者は3,778人で、うち接種された人数は383人、接種率10.1%でしたが、町民や医療機関から健康被害の相談、予防接種健康被害の申請はありませんでした。

桐山議員御指摘のmRNAワクチンの副反応は、アナフィラキシー、心筋炎、心膜炎などが現れることが分かっているところですが、そのワクチンのリスクと効果の検証については、高度な専門的な知識や数多くの事例検証が必要で、町独自で検証することは

困難だと考えております。

町民の皆様には、引き続き御自身の接種について御判断いただけるよう、ワクチンの有効性や副反応の最新の情報を行ってまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

○議長（七良裕 光） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して、質問、答弁をしてください。

3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） では、まず学校教育デジタル化の光と陰について再質問いたします。

光の部分、効果の部分は、先ほど教育次長がおっしゃったような内容であるというふうに私も認識はしております。それをどう捉えるかというのは、また別の見方が出てくるかと思うんですけれども、その中で、影の部分、逆効果であるとか弊害に関しての2番目として、身体への影響ということをおっしゃっていました。

その点について、これは2024年10月24日の読売新聞の記事の中に、公立小中学校で、全国2割で教員不足だというような記事が載っております。そんな中で、教員不足が全国的に常態化するような状況の中で、このGIGAスクール構想で全国の児童生徒にタブレット端末を配布して、教員にもそれをしっかりと使いこなしていただいているかやっていたらと。ここで上げられているのが、機器の不具合の対応を誰が行っているかを聞いたところ、ICT担当職員が、小学校で51.5%、中学校では57.3%という形で対応していただいていると。次に多かったのが、副校長、教頭で、小学校で26.9%、中学校で26.3%という形になっているようです。副校長、教頭が、デジタル関連の対応までしなければいけないような状況になっている学校が約4分の1強ある。そういう状況なわけですね。これはかなり現場の教職員の皆さんに負荷がかかっているのではないかというふうにとれるわけですが、その点については、紀美野町の状況はいかがですか。

○議長（七良裕 光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 桐山議員の再質問にお答えしたいと思います。

小中学校に配備したICT端末であるとかICT機器の不具合についてですが、そういった場合に備えて、ICT教育支援員を1名雇用しております。ICT教育支援員が、

その学校の端末の不具合等、設定の変更であるとか、そういった部分を担っております。
ICT支援員で事が収まらない場合は、教育委員会を通じて、専門業者を呼んで修復したり、そういったことを行っています。

以上です。

○議長（七良裕 光） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） ICT支援員1名ということでありましたが、紀美野町内の小中学校4校、これを1人でカバーされているのか。それとも各校に1名なのか。どういう状況でしょうか。

○議長（七良裕 光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 4校で1名です。

以上です。

○議長（七良裕 光） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 4校で1名ということは、毎日どの学校でも常に授業を行っているわけですね。その1名の支援員の方が4校を掛け持ちで、いつどういうふうに不具合が発生するか分からないような状況で対応はできているのかどうか、ちょっと疑問に思うんですが、その点はいかがですか。

○議長（七良裕 光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 1名のICT教育支援員が4校の機器を全て面倒見ているという形にはなっていますが、そこには教育委員会担当者も同行したり、場合によっては、事業者を連れていったりということで、1名ではございますが、現在は全ての端末を面倒見られている状態になっています。

以上です。

○議長（七良裕 光） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 分かりました。そちらのほうのサポートはしっかりできているというふうに理解いたしました。

では、実際、その現場でデジタル機器を使って児童生徒を指導されている教員の皆さん、教員の皆さんはしっかりと使いこなせているのか。負荷がかなりかかっているだろうというふうに私は推察するんですけども、その辺りは教育委員会としてどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○議長（七良裕 光） 中野教育長。

○教育長（中野卓哉） 失礼します。桐山議員の御質問ですけれども、教員一人一人がどれだけのデジタル機器を使って授業をうまく進めるかというのは、やっぱり教員それぞれのそれまでのキャリアであるとか、それを使ってどれだけの授業をしたか、いろんな要素によるのではないかなというふうに思います。

新しい教材、あるいは機器が入ったときには、平たく言えば、ある程度のやっぱり負荷というのは教員にはかかるのは当然のことだと。それを研修等を通じて、技術力をアップしていくというか、そういったことに今は努めているところです。

以上です。

○議長（七良裕 光） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） では、もう1点、身体への影響ということで、これも同じく読売新聞2024年10月16日の記事に、デジタル教科書の管理負担ということで記事が載ってまして、その中で、ある教員の方が、目に負担がかかることを気にする生徒もいるというようなことを上げられています。

デジタル機器は私もずっと使ってきましたので、目に負担が、私の場合は相当かかって視力を落としてしまったという苦い経験があるわけですがけれども、この目への負担ということに関して、児童生徒、どのような状況になっているのでしょうか。

○議長（七良裕 光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） I C T機器を使つての目への負担、私自身もそうですけれども、皆さん目の負担はかなりあると思います。その負担を軽減させるために、低学年の頃から、姿勢の指導であるとか、どのぐらいこう離して見るのが適正であるとか、そういった指導も行いながら、そして、I C T機器を使つてばかりの学習をしているわけでもございません。学習内容に応じて、デジタルと従来どおりのノート等を活用した学習をバランスよく行うことで、できる限りI C Tも使いながら、I C Tの利点を生かした授業も行いながら、身体への負担も軽減させながら、そして、バランスよく学習する授業の構成を学校では実施してくれております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 今、私がちょっと持っているのは、文部科学省が令和7年2月の12日に報道発表した内容なんですね。令和6年度学校保健統計ということで、確定値を公表しますということでもあります。その中で、健康状態調査というものがありま

して、裸眼視力1.0未満の者の割合がどうなっているのかという項目がございます。例えば、小学校では、平成26年度で30.16%が裸眼視力1.0未満であったのに対し、令和6年度の調査では、36.84%に大きくアップしております。中学校では、同じように平成26年度では、裸眼視力1.0未満の生徒は53.04%だったのに対し、令和6年で60.61%。小学校・中学校ともに大きく視力が悪化してるんですね、この数年間で。

その一要因として、学校教育のデジタル化が考えられるのではないかとというふうに推察するんでありますが、この辺り、児童生徒の視力の推移みたいなものは、紀美野町教育委員会のほうでは統計は取っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（七良裕 光） 中野教育長。

○教育長（中野卓哉） 桐山議員の、統計的なもの、毎年、健康診断を学校で実施しておりますので、視力についてもそのデータというのはございます。先日、学校保健担当の教員の集まりの会があって、視力が落ちてる、あるいは落ちてないという両方の意見もあって、今、桐山議員さんがおっしゃってくれたデータというのは、確かに少し全国的には上がっているのではないかと思います。紀美野町の場合、ちょっと確認して、また御報告させていただきますので。データはあります。

以上です。

○議長（七良裕 光） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 視力というのは、教育長も眼鏡を着用されてますけれども、よく御存じだと思いますけど、一度悪くなるとなかなか元には戻らないわけですね。特に、年少期の視力悪化というのは、現代社会の大きな問題の一つになっていますので、そこはぜひしっかりと調査、統計、さらに分析をしていただいて、具体的な対策を取っていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

デジタル教育の光と陰については、今日はこの辺りでとどめておきたいと思います。これは非常に大きなテーマですので、今後も、できれば次回の議会でも、再度、より深いところの質問をさせていただければなというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、2点目のmRNAコロナワクチンに関してですけれども、先ほど保健福祉課長がおっしゃったことはよく分かります。紀美野町の行政の陣容、マンパワーを考えたら、なかなかいろんな深いところまでは追っていけないというのはよく分かります。ただ、

やはり全国レベルで考えたら、先ほど課長が答弁いただいたように、既に1,035件の死亡が認められてるわけですね。この海南海草地域でも1名、残念ながらお亡くなりになってると認められているという状況ですので、ここについては、今後、定期接種を継続していく以上は、やはりしっかりと注視して、プラスの情報もマイナスの情報も、町として可能な限り発信していかなければいけないというふうに私は思います。

そこで、今日は幾つかこれまでのことを振り返って確認をさせていただきたいと思います。これは私が一生懸命調査したものなので、保健福祉課がすぐに答えられるようなものではないと思います。ただし、一般質問ですから、聞かせていただいて、それに対して認識しているのかいないのか。お答えいただければと思います。

まず、Our World in Dataというイギリスのケンブリッジ大学が運営している統計サイトがございます。日本語にすると、データで見た我々の世界という、そういうことになろうかと思いますが、これで、コロナワクチン、100人当たりどれぐらい世界で接種しているのかというのを調べてみました。世界全体で見ます。それで見ると、世界では、全体で1.5をちょっと上回る1.7とか、それぐらいのレベルのようです。つまり、1人当たり2回必要というふうにされてましたけれども、そこまでいってない。では、日本はどうかと。日本は3.5であります。約倍、世界の倍、日本は打っているということでもあります。さらに、アフリカ諸国はどうであったのか。ソマリアですとか、タンザニアですとか、南アフリカとか、ザンビアやジンバブエ、その辺りちょっと調べてみましたけれども、軒並み1.0を切ってます。1人当たり1回まで到達してません。そういう状況です。

一方で、100万人当たりのコロナ感染者の推移というのを見ても見ました。これで見ると、日本の場合は、追加接種を受けたあたりから大きく感染が広まっています。増えてます。では、一方、先ほどのアフリカ諸国はどうであったか。これを見ると、ほぼグラフには乗ってこないような、感染してないんです。ワクチンを1人当たり1回にも満たない数しか打ってないんです。通常であれば、逆ですよ。我々は逆だというふうに政府からも広報され、効くんだと、思いやりワクチンであなたの大切な人にうつさないためにワクチンを打ってください、効果ありますからということで打ったわけです。でも、実態はその逆だということが、このデータからも言えると思います。

その辺りの認識は、保健福祉課として、紀美野町としてございましたか。

○議長（七良 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 桐山議員の御質問にお答えします。

世界的な数字については、全て把握しているわけではございません。日本での接種率が高いこと、それから、感染者の推移でいうと、アフリカに比べて感染者数が多いという状況ということも知らない状況ですけれども、感染者数の増減については、高齢化が進んでるであるとか、その地域での感染の状況によって大きく変わるかなと考えております。それが一概に、コロナのワクチンの影響であるかどうかというのはちょっと定かではないので、回答については控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（七良裕 光） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 2025年9月の12日の記者会見で、福岡厚生労働大臣が、感染予防効果もこれまでも確認させていただいていると、予防効果があるよという発言をされています。

ただし、尾身会長、覚えてらっしゃると思いますけれども、コロナ関連の対策を主導されていたような方ですね。尾身会長が、最近、テレビ番組に出演されて、コロナワクチンに感染予防効果はなかったという発言をされています。旗振り役として進められてきた方が、もう公共の電波を通じて認められてるんですね。そういう実態がございます。

次に、コロナワクチンのスパイクタンパク、このスパイク、とげの部分。これはもともと接種をしたら、1週間とか2週間で消えてしまうというふうに言われて国民は接種したわけですけれども、今年の2月、アメリカのイェール大学の研究チームの論文では、新型コロナワクチンの接種後、一定期間を経れば消えるとされていたスパイクタンパクが消えていなかった。それがワクチン後遺症の原因になっている可能性がある。このように言われています。

大阪の女医さんで佐々木みのりさんという、日本一受けたい授業という、そういうテレビの番組がありましたけれども、そこでも活躍されたような高名な女医さんですけれども、こちらの女医さんが発信されている内容として、札幌禎心会病院脳神経外科の先生方の衝撃の論文ということで論文を御紹介されてます。SARS-CoV-2、コロナスパイクタンパク質は、ワクチン接種後最大17か月まで脳動脈内に残留すると。そういう内容です。

さらに、原口一博衆議院議員、原口議員は、コロナワクチンを接種して、悪性リンパ腫にかかって非常に苦しまれた方ですが、原口議員の発信されてる内容として、これが

私のがん細胞を分析したものです、悪性リンパ腫が扁桃腺に転移していましたが、切除して、研究機関に回した病変ですと。細胞をチェックしたわけですね。コロナワクチン接種後2年も経過していたのに、スパイクタンパクが悪性リンパ腫から見つかりました。接種して一、二週間で消えるはずのものが、2年経過しても残っていたということであります。

スパイクタンパク、毒性を持っていますから、非常に気をつけなきゃいけないというふうに言われてましたけれども、こういった毒性を持ったスパイクタンパクが、かなりの期間を経てもまだ体内に残っているというようなこと、そういった事実があるということ町としては認識されていたでしょうか。もしくは今いるでしょうか。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 再質問にお答えします。

新型コロナウイルスのスパイクタンパク質の設計図となるmRNAを打つことによって感染予防がなされるということで、現在、mRNAワクチンを接種しているところでございます。

御質問のあった、スパイクタンパク質が体内に残っているという部分については、厚生労働省のほうでは、短期間で消えるということで発信されておりますので、レプリコンワクチンもそうですし、普通のmRNAよりも長い期間残るということで予防効果が図られるということで、そのようなことで聞かせていただいているところですが、長期間残るということについては私は存じていませんでした。

○議長（七良裕 光） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） では次に、2024年の4月の26日に楊井さんという弁護士さんが発信されているんですけども、厚生労働省に、新型コロナワクチンの接種が始まった2021年から3年間、接種率向上を目指してメディアや医療系インフルエンサーなどの協力を得て、世論形成を図るプロジェクトを大手PR会社と実施したと。その実施内容の報告書の公開を求めたところ、政府に、厚労省はこのほど公開をされた。しかし、公開された内容は真っ黒、塗り潰し、つまり、公開を拒否したと言えらると思います。公開しなかったんですね。インフルエンサーの協力を仰いでいっぱい広報活動をした。そのように政府が発言していたのは私も聞きましたけれども、あのとき、対象が誰か分かりませんよね。もうどなたに依頼したのか。でもあのとき、いろんなインフルエンサーが、ワクチンを打たないやつはばかだとか、そんなようなことをSNS上で言

ってたという記憶はあります。その方が対象かどうか私は分かりませんが、でも、それを開示できないという理由が私には全く分からない。本来であれば透明性をしっかりと担保して、国民に知らせなきゃいけないものが知らされない。そういう現実があります。これについて、認識はされていなかったか。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 再質問にお答えします。

SNSを通じてインフルエンサーの方々に協力を仰いで、コロナワクチンの情報というか、接種を勧めるということについては、町のほうでは把握しておりません。私のほうでは把握しておりません。

○議長（七良裕 光） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） では、次の質問です。

2025年7月の24日のこれは記事なんですけれども、新型コロナワクチン接種の勧奨をやめた際、厚生労働省は、その周知を自治体へ事務連絡で基本的に済ませていたことが分かったと。2023年12月まで続いた同コロナワクチンに関する臨床試験、治験ですね、治験結果、臨床試験が終わったから結果が出たわけなんですけれども、これは独立行政法人医薬品医療機器総合機構、PMDAが評価を終えているが、国内では公表する予定はないという。これまた公表しない。

我々国民は、まだ治験が終わってないものを大丈夫だと言われて接種したわけですよ。この治験が終わる2年前から。2年たってようやく治験が終わったと。その結果を公表しないというのは、ちょっと私には考えられないことなんですけれども、何か不都合があるとしたら言えないんじゃないかというふうに思うわけですが、この点に関しては、町としては認識されていなかったか。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 桐山議員の質問に対しては、なかなか国のほうの動きでございますので、町のほうとしては認識しておりません。

各地域で接種された方の医療機関で副反応が起きた事例については、厚生労働省のほうで集約されて、専門的な部会のほうで検証はされているという話はもちろん聞かせてはいただいているんですけれども、そのような情報公開を拒んでいるのか拒んでないのかということもちょっと定かではないんですけれども、その辺りの情報については、こちらのほうには情報は届いておりません。

○議長（七良裕 光） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） では、次に行きます。

先ほど私、新型コロナワクチン、mRNAコロナワクチンを遺伝子製剤だというふう
に言われる専門家もいらっしゃるというふうに言いましたけれども、遺伝子製剤、遺伝
子治療薬とワクチン、これの検査、試験ですね、安全かどうかの試験を行う際の試験項
目の比較というのがあるんですけども、遺伝子治療薬、遺伝子製剤というカテゴリー
に入るのであれば、例えば、たんぱく質発現に伴う毒性であるとか、遺伝子挿入による
変異誘発であるとか、胎児への毒性であるとか、これは妊婦さんの場合、あと母乳への
排せつであるとか、第三者への伝播であるとか、自己免疫疾患であるとか、がんの発生
であるとか、そういったところのチェックを、遺伝子製剤、遺伝子治療薬であれば全部
クリアしなきゃいけないんですね。でも、感染症の予防ワクチンというカテゴリーに入
った途端に、今申し上げた試験は全て不要だ、やらなくていいということで通ってた
ということです。これで本当に安全性が担保できてたのかと。

これは先ほど御紹介した佐々木みのり医師の発信なんですけれども、ある研究結果を
紹介されてまして、mRNAワクチンの新たな懸念ということで、接種済み妊婦さんの
こどもに異常たんぱく質構造が血中で確認されたと。妊婦さんから何らかの影響が胎児
に及ぼされたと言っていい内容だと思います。妊婦さんも安全だから打て打てと国は言
ったわけですよ。それがこういう研究結果も出てきた。これに関しては御存じでしたか。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 再質問にお答えします。

桐山議員おっしゃられる妊婦への影響については、厚生労働省の専門的な審議会のほ
うで、そういう事例も含めて検討しているということでは聞いているんですけども、
その事例がどの分野で検討されているのかという部分については、個々の話になります
ので分からない部分がありますが、個々のそのような事例、副反応については、先
ほども言わせていただいておりますが、審議会のほうで複数の専門家が協議をして、ワ
クチンの効果と副反応のメリット・デメリットについて総合的に判断して、ワクチンを
接種するほうがメリットが高いということで接種につながっていることだと考えており
ます。

○議長（七良裕 光） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） もう一つ御紹介します。

mRNAワクチンでターボがんになる17の原因ということで、福田克彦医師が発信されています。これも海外の100件以上の査読済み研究論文に基づいて、ターボがんに至る17の生物学的メカニズムを解説しているということでもあります。ついこの間まで全く問題なかったのに、いきなりステージ4のがんが発見されたというようなケースはいっぱい聞きます。そういう論文も発表されたと。これについては御存じでしたか。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） その事例についても私は存じておりません。

以上です。

○議長（七良裕 光） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 先ほどの佐々木みのり医師の発信内容にもう一度移ります。

今年、大変残念ながら、我が和歌山県の前知事であられた岸本周平さんがお亡くなりになったわけですね。突如。それは敗血症性ショックということで発表がされてました。

佐々木医師によると、敗血症と接種の関連は否定できない。予防接種健康被害救済制度でも多数認められているからだ。実際認められてるんですね。

ちなみに、岸本周平前知事は、6回、コロナワクチンを接種されていたようです。

これについては、御存じでしたか。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 存じておりません。

コロナワクチンの情報に関しては、国のほうで複数の専門家のチェックを受けた科学的根拠に基づいて情報発信をしているところでして、公的な機関、団体からの情報を町としては発信しているつもりでございます。

いろんな情報、SNS上でコロナワクチンに関して情報があふれているんですが、発信者が不明であったり、科学的根拠の信頼が低い情報源に関しては、不適格な情報が多くございますので、町としましては、国等の公的機関の情報を集めて、皆さんに提供していきたいと考えております。

○議長（七良裕 光） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 先ほども申し上げましたが、国が本来公開すべきような情報を公開しないんですよ。どちらが信じられるのかという話なんですね。そこはしっかりと認識していただきたい。

まだ、もろもろ共有したい情報あるんですけども、時間がないので、最後に、臨床

薬学博士でいらっしゃる堀内有加里さん、この方はいくの間もNHKのワクチン関連の番組に出演されてましたけれども、私が知る限り、NHKにはこれで2度目の出演なんですけれども、その方のSNS上での発信です。これを最後、お伝えして終わりたいと思います。以下、引用です。

これまでは、どのワクチンに関しても数名の健康被害、特に重篤な健康被害が生じた場合には、後に再開されたとしても、調査のために一旦中止されています。ワクチンは健康な人に接種するので、リスクは限りなくゼロでなくてはならないからです。ましてや、健康な子どもや若い方が、たとえ持病があっても病態が安定している方が、ワクチンにより重篤な副反応を生じたり、亡くなっているとすればなおさらです。メディアは、コロナに感染した場合のリスクとワクチンの効果を強調し、既に報告されている副反応報告や健康被害救済認定状況に関してはほとんど報道していません。どれだけの国民が、人類史上初めて使われるタイプのワクチンであり、人における中長期的な安全性や頻回接種に関するリスクは未評価であると認識しているでしょう。

新型コロナワクチンに関しては、人類史上初めて使われるタイプのワクチンであるにもかかわらず、従来のワクチンの承認制度が採用されている。承認前の動物実験において、医薬品では必須の毒性試験が実施されていない。臨床試験において、ワクチンの体内動態がはっきりしていないのにもかかわらず、非劣性試験やクロスオーバー試験で効果・リスクを評価している。

市販後に多岐にわたる副反応が報告されているなど、様々な問題点があります。新型コロナワクチンへの関心が薄れ、まるで何もなかったかのように時が流れているような気がしてなりません。

これまでに明らかになっているリスクや健康被害状況を速やかに分かりやすく公表し、ワクチン接種を一旦中止して、被害に関する迅速かつ丁寧な調査を実施し、リスクの再評価と全ての新型コロナワクチンの承認の見直しが必要だと思います。ワクチンを含め、マスクや行動制限などの過剰な感染対策について、早急に総括的な検証と見直しを強く求めます。

私は、新型コロナワクチンによる健康被害は、近い将来、薬害として、薬剤免疫学の教科書に掲載されると思っています。薬害という言葉に明確な定義はありませんが、過去の薬害事件に共通することは、医薬品等の製造管理、品質チェック、品質管理、チェックに欠陥があったこと。行政や製薬企業が公正・公平な情報発信を怠ったこと。行政

や医療関係者が適切な措置を怠ったこと。被害が拡大していく中で、情報の隠蔽や改ざんが行われたりしたこと。行政による適切なデータ収集と解析が実施されなかったこと。そして、人々が薬や医療に対して盲目的に過信してしまっていること。人々が事実に向き合おうとせず、無関心であったことではないかと思います。

薬害を防ぐために、医療関係者や研究者は専門知識を生かして適切な情報を収集し、適切で丁寧な情報発信をしなければなりません。それと同時に、人々がそういった情報から目をそらさず、冷静に考えることが重要です。もしも、ワクチン接種、未接種にかかわらず、自分には関係ないことと思われている方がいらしたら、どうか目を背けず、少しでも関心を持っていただけたら幸いです。

このように発信されています。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（七良裕 光） 以上で、桐山尚己議員の質問を終了いたします。

続いて、2番、中原和也議員。

（2番 中原和也 登壇）

○2番（中原和也） それでは、議長の許しを得て質問させていただきます。

まず一つ目、高齢者の交通手段確保についてです。

本町においては、高齢化や免許返納の増加に伴い、高齢者を中心とした交通手段の確保が非常に困難な状況となっています。そのような中、町民からは、乗合タクシーを導入すれば移動の課題が解決するのではないかという声が大きく寄せられ、請願や署名活動としても提出されています。

そこで、まずは乗合タクシー導入によって、現状の課題が解決できるのかどうか。その可能性と課題について、町の見解をお伺いします。

二つ目の質問です。子育て支援の拡充と義務教育における多様な学びと食の学びの推進についてです。この質問は、できる限り教育長にお答えいただきたいなと思います。

紀美野町は、未就学児に対する子育て支援においては、和歌山県内でもトップクラスの取組を行っており、県下一と言える水準にあります。

しかし、子育て支援は、未就学児段階で終わるものではなく、就学後の教育環境や学びの在り方も含めて一貫して整えていくことが重要です。特に教育は、こどもを育てる保護者にとって大きな関心事であり、また、町の将来を担う人材を育成する基盤でもあります。

現行の義務教育制度においては、憲法及び学校教育法に基づき保護者に就学義務が課せられておりますが、文部科学省の方針変更により、不登校児童に対して、無理に登校を強制せず、フリースクールや在宅学習など、多様な教育機会を保障する方向へと変化しています。これは保護者にとって、学校へ必ず行かさなければならないというプレッシャーから解放される一方で、こどもの将来は受験勉強優先でなければ開けないと考える層や、学習指導要領に基づいた授業を一律で実施しなければならないと考える教育委員会との間で意識のずれが生じています。

さらに、私は、多様な学びの中で、食の学びが極めて重要だと考えています。

昨年の定例会では、有機米導入を考えているが手に入らないという答弁がありました。そして現在、全国的な米不足問題の影響で、通常の米ですら入手困難な状況にあります。政府は備蓄米を放出して供給をつないでいますが、混乱は今後も続くと考えられます。

学校給食は、こどもたちにとって食育の最前線であり、備蓄米の安易な使用は、教育的価値や食の安全を損なうおそれがあります。そうした状況を踏まえ、町の教育委員会として見解を求めたいと考えます。

今後、町として、国の最低基準としての学習指導要領を踏まえつつ、地域独自の多様な学びや食の学びを積極的に保障し、未就学児への厚い支援から就学後までの一貫した子育て支援を展開すべきでないかと、以下の点を大きく七つお聞きします。

一つ、義務教育と保護者の就学義務について。

憲法26条及び学校教育法第16条においては、保護者は、こどもに普通教育を受けさせる義務、就学させる義務を負っていますが、2016年の教育機会確保法や、2019年の文科省通知では、不登校児童への支援の在り方が、登校の強制でなく、多様な学びの保障に重点が移されています。文科省の方針転換を踏まえ、紀美野町における義務教育の捉え方をどう整理しているか、不登校児童への支援をどう進めるかお聞きします。

二つ目、受験勉強優先の風潮について。

多くの保護者や教育関係者の中には、よい大学に進学しなければ将来が開けないという考えが依然として根強く存在し、結果として、基幹教育中心の教育が優先され、多様な学び、フリースクールの支援が進みにくい状況とあると考えています。受験勉強優先の価値観が町の教育にどう影響していると認識しているか。探究学習や多様な学びをどう進学や将来に結びつけるのかお聞きします。

三つ目、学習指導要領と地域独自の学びについて。

学習指導要領は、全国一律の最低基準であり、各地域や学校の実態に応じた柔軟な編成が認められています。教育委員会として、紀美野町の特色ある教育、農業体験や自然・文化学習などをどのように組み込んでいるのかお聞きします。

四つ目、多様な学びの中核としての技術・家庭科、美術、スポーツについて。

技術・家庭科、音楽や美術などの芸術、スポーツは、生きる力、創造力、健康を育む上で極めて重要な教科であり、むしろ多様な学びの中心に捉えるべき分野であると考えます。これらの教育をどう位置づけ、専門教員不足が慢性化する中で、地域人材を非常勤講師やゲストティーチャーとして制度的に登用する具体的な計画はありますか。お聞きします。

五つ目、食の学びと学校給食の安定供給について。

学校給食は、こどもたちにとって栄養補給の場であると同時に、食育の実践の場でもあります。米不足が深刻化し、備蓄米頼みとなり、教育の質や食育、地域農業が損なわれるおそれがあるため、工夫と方針が必要です。昨今の米不足を踏まえ、備蓄米使用の可能性や回避策、安定的な米供給体制を築く意思はありますか。

六つ目、子育て支援としての教育の位置づけ。

紀美野町は、未就学児への子育て支援において県下一の水準にありますが、就学後の教育の在り方までを含めた拡充こそ、本当の意味での子育て支援と言えます。就学後の教育も含めた一貫型子育て支援をどう進めるのかお聞きします。

七つ目、財源と具体的な拡充策について。

子育て支援や教育施策の拡充には財源確保が不可欠です。国の地方創生推進交付金や農山漁村振興交付金、学びの多様な学校設置促進事業など、国庫補助や交付金・補助金の活用、NPOや地域団体と協働するPPPの導入、基金の戦略的活用を町としてどのように検討しているか。

理念や方針だけでなく、実行するための財源確保が不可欠、教育長が施策の実現性をどう描くのか確認したいです。お聞きします。

以上、7点よろしくお願ひします。

以上で終わります。

(2番 中原和也 降壇)

○議長 (七良浴 光)

それでは、中原和也議員の質問に対する当局の答弁を求め

ます。

高田企画管財課長。

(企画管財課長 高田真孝 登壇)

○企画管財課長(高田真孝) 私のほうから、中原議員の高齢者の交通手段確保についての御質問にお答えいたします。

現在、紀美野町で実施している主な交通対策としましては、コミュニティバス運行事業、高齢者外出支援タクシー・バス助成券事業、路線バス運行支援事業の3事業となります。

コミュニティバス事業につきましては、バス停や路線の見直しを行いながら、安定的な運営を行ってまいりましたが、年々利用者が減少している状況です。

高齢者外出支援タクシー・バス助成券事業につきましては、令和2年10月から実施しています。対象者の拡大や交付額の引上げを行い、1人当たり1万8,000円分の助成金を交付し、昨年度は909人の方に御利用いただいている状況です。

路線バス運行支援事業につきましては、大十バス株式会社へ273万5,000円、これは6年度の実績になりますが、の補助を行い、登山口からJR海南駅までのバス路線の安定運行を確保しています。

議員御質問の乗合タクシー導入による交通課題の解決可能性についてですが、導入については、様々な課題があると考えています。

一つ目に、具体的な方針が決まっていないので積算はできていませんが、一般的に運行コストはとて高くなると言われています。走行距離が長くなりがちで、燃料費や人件費がかさみます。特に、乗り合い率が低い場合、収支率が著しく低くなり、集落が点在している当町では、乗り合いが成立するかどうかについても考えなくてははいけません。

二つ目は、利用者の予約の抵抗感です。一般的に高齢者を中心に予約して乗るというスタイルに慣れていない方が多く、利用促進には丁寧な説明と支援が必要と言われていきます。これについては、当町では、タクシー券事業が浸透してきていますので、なじみやすいとは思いますが、過去にコミュニティバス運行事業でデマンド化を実施しましたが、利用者がなく、廃止した経験がありますので、慎重に検討する必要があります。

三つ目に、配車・予約システムの複雑さにあります。オペレーターによる手動配車が必要な場合は、ルート設定によるタイムラグや連絡調整の難しさがあります。AI化による効率化も検討されていますが、地域事情に精通した人材のほうが柔軟に対応できる

場面も多いと考えられます。

四つ目は、運行エリアの制限と柔軟性の確保です。乗合タクシーは、運行区間、もしくはルートを決めることにはなりますが、移動区間の自由度が制限されます。また、民間事業圧迫につながるおそれがありますので、民間会社との協議が必要となります。

五つ目は、ドライバー不足による人材確保の難しさです。地域に詳しく、柔軟に対応できるドライバーやオペレーターの確保が成功の鍵となると考えていますが、全国的にドライバー不足であり、当町においても同じ状況です。

現時点において想定される課題は、以上のことが考えられます。

地域の移動手段を確保することは喫緊の課題と認識していますので、引き続き紀美野町に合った、よりよい交通施策の研究を重ねてまいりたいと考えています。

以上、簡単ではありますが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 高田真孝 降壇)

○議長（七良浴 光） 中野教育長。

(教育長 中野卓哉 登壇)

○教育長（中野卓哉） 中原議員の子育て支援の拡充と義務教育における多様な学びと食の学びの推進について、順を追ってお答えいたします。

1点目、義務教育と保護者の就学義務についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、文部科学省は、令和元年10月に、不登校児童生徒への支援の在り方についての中で、基本的な考え方として、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があると通知しました。

義務教育の役割は大きいものの、学校になじめず、不登校の状態にあるこどもについては、文科省の通知のとおり、登校することを最終目標としないことも含めて、本人や保護者の思いに寄り添いながら、将来の自立を目指した多様で息の長い取組が必要であると考えております。

紀美野町の学校において、欠席日数の累積日数が30日以上の不登校のこどもは、昨年度、令和6年度で、小学校では5名、中学校では17名で、ここ3年、特に中学校で増加しています。30日未満の不登校の傾向のある児童生徒を含めると、さらに人数は増加します。不登校の要因は様々で、その状態も、別室登校、放課後に登校できるこども、行事には参加できるこどもや、ほとんど登校できないこどももいます。

現在、一人一人の状況に応じて、学校を中心に、子育て推進課など関係機関が協力体制を組み、対応に当たっています。中には、学校外の居場所で過ごすことを通じて、気持ちを外に向くようになり、登校や進路実現につながったケースもあり、自宅から一歩外に出る状況をつくるのが次につながると考えています。

今後、教育委員会として、学校外の居場所としての教育支援センターの設置について、早急に検討していきたいと考えています。

2点目、受験勉強優先の風潮についてお答えいたします。

受験勉強優先の価値観が町の教育にどう影響しているかと認識しているかとの御質問ですが、学校においては、国の示す学習指導要領、町の教育方針、そして、各学校の教育ビジョンにのっとり、教育活動が進められていると認識しています。各校では、教育課程の中で、各教科や総合的な学習の時間、行事等において、調べ学習などの探究的な学習や様々な体験活動、職場体験など、実際の社会活動を見聞きする機会を計画的に実施しています。

子どもたちは、そのような学習活動だけではなく、友達、周りの大人との交流などを通じて、自分の得意・不得意や興味・関心など、自分自身をしっかりと見詰めながら、進路指導等教員の支援も受け、進学や将来につなげているものと考えます。

3点目、学習指導要領と地域独自の学びについてお答えいたします。

現行の学習指導要領では、社会に開かれた教育課程として、地域と連携した教育活動の充実を進めています。

町内の小学校では、棚田での稲刈りを通じた食育学習、自主防災組織の協力の下で実施している防災訓練、木材をのこぎりで引いたりする森林体験、さらに、中学校では、民間企業等での職場体験の実施や、学校として子ども食堂などでのボランティア活動を推進しています。これらは、各校の教育課程の中で創意工夫のある活動として位置づけ、各校の特色となっているものと考えています。

教育委員会としては、夢づくり事業や県の緑育推進事業などの補助制度を活用し、特色のある学校づくりを支援しているところです。

なお、2030年度以降に導入予定の次期学習指導要領の議論が国のほうで始まっています。不登校や多様な子どもにも対応できるよう、授業時数や指導内容の弾力化など、より柔軟な教育課程の在り方について議論していくようです。今後、注目していきたいと考えています。

4点目、多様な学びの中核としての技術・家庭科、芸術、スポーツについてお答えいたします。

小学校の家庭科、音楽科、図画工作科、体育科、中学校の美術科、保健体育科、技術・家庭科については、教育課程の中でそれぞれの時間数が決められています。中学校において、これらの教科は、国語や数学などの教科に比べて週の時間数が少なく、常勤の教員を配置することは定数上困難です。現在、音楽科、保健体育科は常勤教員ですが、美術科、技術・家庭科は、免許外教科担任制度により、他の教科担当の教員が受け持ったり、当該教科の教員免許を所持している元教員を非常勤講師として配置しているところではあります。

これらの教科につきましては、豊かな情操や自己表現力を育んだり、生活していく上での技術や知恵を学ぶ上で必要かつ大切な学習であると考えています。

その他、教員免許を持っていない地域のゲストティーチャーに授業をしてもらう制度として、現在、特別非常勤講師があります。今年度も茶道教室や食育の指導などで地域の方に来ていただいています。今後も地域の方を特別非常勤講師として積極的に登用していきます。

5点目、食の学びと学校給食の安定供給についてお答えいたします。

現在、学校給食で使用している米は、2等級以上で、残留農薬等の検査を実施し、適合基準を満たしているものを学校給食用物資納入登録事業者より納入いただいております。そして、地産地消の観点から、原則県内産の条件を付し、従前より、昨年度前期納入分まで全て県内産のものを納入いただいております。

しかしながら、昨年夏以来の米不足、価格高騰により、県内産のみでの納入は厳しい状況となり、昨年度後半より、県内産50%という条件で納入いただいている状況です。また、安心・安全な給食を提供する観点から、いわゆる古米を使用することは可能な限り回避すべきと考えております。

そのため、紀美野町の学校給食では、直近に収穫された米を使用しています。年度後半に納入いただく米は、当年度秋に収穫された米を納入していただくこととしています。そのようなことから、備蓄米の使用に関しては現在のところ考えておりません。

今後の米の供給事情に関しましては、依然不透明ではありますが、登録事業者と協議を行いつつ、引き続き、安定的で安心・安全な学校給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

6点目の子育て支援としての教育の位置づけについてお答えいたします。

紀美野町では、こども医療費助成等の様々な経済的支援や相談体制の整備など、妊娠期から高校卒業まで切れ目のない子育て支援を実施しています。小学校就学から中学校卒業までの義務教育の期間も途切れることなく、学校と子育て推進課、保健福祉課等が連携して取り組んでいるところです。

具体的には、こどもや家庭に対する支援を協議する会等において情報交換するとともに、就学後生じる様々な課題に対応できるよう、定期的に教育委員会と子育て推進課の担当で情報交換をしています。また、必要に応じてケース会議などを開催し、連携して対応に当たるようにしています。さらに、義務教育終了後は、青少年センターが継続支援の必要な方向性の状況について情報を得て、子育て推進課、保健福祉課と連携して取り組んでいるところです。

今後も、切れ目のない子育て支援につなげるよう、教育委員会としても関係機関と連携して取り組んでまいります。

7点目、財源と具体的な拡充方策についてお答えいたします。

私は、現在の学校教育において喫緊の課題は、不登校の児童生徒への対応であると考えています。本来、学校は友達と一緒に勉強したり遊んだりするところで楽しいところです。しかしながら、何らかの理由で学校に行きづらくなっている児童生徒が、以前に比べて多くなっているのが現状です。

1点目の答弁でもお話ししましたが、自宅から一歩出ることを通して、少しずつ気持ちが外に向いていくこどもや、自宅から出ることができないこどもも、支援者が定期的に訪問し、関わりを続けることで、家の周りを散歩したり、感情を言葉に出せるようになったこどももいます。このような経験からも、私は学校外の居場所としての教育支援センターの設置が必要ではないかと考えています。

今後必要となる財源について、県等の補助金の活用を検討し、教育支援センターにどのような機能を持たせるのか。また、その運営方法や活動内容などについて、多様な学びの観点から、実践している先事例などを参考に検討していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

(教育長 中野卓哉 降壇)

○議長（七良裕 光） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

しばらく休憩いたします。

休 憩

(午前10時39分)

再 開

○議長（七良浴 光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

これより自席で起立して、質問、答弁をしてください。

中原和也議員。

○2番（中原和也） それでは、一つ目の質問から再質問をさせていただきます。

いろいろ非常に課題が多いというのが実感です。さらに細かく、少し質問させていただきたいんですけども、仮に、町が直営で乗合タクシー事業を行う場合、運行管理や予約受付、運転者の確保はどの部署で行いますか。

○議長（七良浴 光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

仮に町で行うとなった場合ですが、所管は企画管財課になります。それから、直営ということですが、町で運転手を確保するというのはなかなか難しいと思いますので、それは委託という形で行う形になるというふうに考えております。

以上です。

○議長（七良浴 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 町内に、現在、旅客運送の許可を持ち、継続的に運行できる団体や事業者は存在しますか。

○議長（七良浴 光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 町内に、許可を得ている団体ということで、今、コミュニティバスの運行をお願いしてるんですけども、大十バスさんがそれを持っていると認識しております。

以上です。

○議長（七良浴 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） では、新規採用、または臨時雇用で運転者を確保する場合、その人件費は幾らになりますか。

○議長（七良浴 光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） ただいまの御質問ですが、実際に試算というか、やり方が決まっていないので試算はしていませんが、コミュニティバスの運行の中から人件費というのをある程度割り出してみると、約400万から500万、この辺りが人件費にかかってくる、年間この辺りがかかってくるのかなというふうに想定しております。以上です。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） ちょっと難しい問題になると思うんですけども、町内で二種免許保有者は何人いますか。その方々に就業していただく見込みはありますか。

○議長（七良裕 光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） ただいまの御質問で、町内に二種免許の保有者数ということの御質問だと思いますが、これは令和5年の交通年鑑からデータとしてはあるんですけども、普通の二種免許をお持ちの方は1人、中型の二種免許の方は48名、大型が70名というふうに、年鑑からはそうした数字が拾えます。

その方々に担っていただくということですけども、ちょっとそこは分からないというふうに考えております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） それでは、乗合タクシーを週5日、1日5往復運行すると、燃料費、車両維持費、保険料など、年間幾らぐらい必要だと思いますか。

○議長（七良裕 光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 週5日で1日5往復ということで、ここは具体的な方法が決まってないのできちんとした積算ではないんですけども、運行費で大体になりますけども、約1,600万前後になって、ここに恐らくシステムとかを入れないとなかなか難しいというふうに思いますので、これで400万前後になるんで、年間2,000万前後が必要になると想定できるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） では、乗合タクシー導入に使える国・県の補助制度はありますか。

○議長（七良裕 光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 制度というか補助金は幾つかあるというふうには認識しております。

紀の川市さんがデマンドタクシーを導入したときに活用されているのが、デジタル田園都市国家構想交付金という、タイプ1というこの補助金があります。それから、地域公共交通確保維持事業であったり、交通空白解消緊急対策事業であったりという辺りを、うちとしてはあるということで、こういった補助金があるということで認識しております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 請願を出されている方の多分チラシだったと思うんですけども、8割が補助金で財源が確保できるということだったんですけども、今、課長が答弁いただいた補助金などで、それは実際に8割補助できるのでしょうか。また、その補助率は何%で、町の自己負担額は幾らになるかお聞きします。

○議長（七良裕 光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 先ほど申しあげましたデジタル田園都市国家構想交付金につきましては、補助率が2分の1というふうになっております。それから、地域公共交通確保維持事業、これについても補助率が2分の1でございます。それから、交通空白解消緊急対策事業、これにつきましては若干多めで3分の2というふうになっておまして、交通空白解消緊急対策事業が一番補助率が高いんですけども、これでも7割行くか行かないかなというところになると思いますので、8割というのはなかなか見つけられてない、うちのほうでは、現在、そういった補助事業が見つけられていないのが実情です。

以上です。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） では、補助が切れた後でも継続できる財源は確保できますか。

○議長（七良裕 光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 維持につきましては、ランニングコストになるんですけども、これについては一般財源で賄っていくのが、補助事業というのはなかなか、維持に対する補助事業というのはないというふうには認識しておりますので、町の財政の中でのやりくりをしながらということになろうかというふうに思いますが、確保できるの

かという御質問は、なかなか具体的な策がまだ決まってませんので、そこは何とも言えないというのが実情です。

以上です。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） では、過去に、紀美野町で乗合タクシー導入を、紀美野町公共交通会議などで検討した事例はありますか。

○議長（七良裕 光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 乗合タクシーについては、紀美野町の地域公共交通会議のほうで議題に取り上げたという経緯はありません。

以上です。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） では、他の自治体の事例から見て、町の規模、財源、人員体制的に持続可能性はあるとお考えですか。

○議長（七良裕 光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 乗合タクシーについては、他の自治体でもいろいろ導入されていたり、事例というのはたくさんあるなというふうには認識しておりますが、やっぱり地域の実情に合った交通施策というのが大事ななというふうに考えていますので、乗合タクシー自体が紀美野町に合った交通対策なのかどうかというのも今後研究を重ねていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） ということは、紀美野町の現状の人員体制、運営団体の有無、財源面を考えると、乗合タクシー事業は現段階では困難という理解でよろしいでしょうか。

○議長（七良裕 光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 困難というのはなかなか今回回答できないんですけども、課題はたくさんあるというふうに認識しておりますので、ここもほかのいろんな施策がありますので、そこを協議を重ねながら、紀美野町に合ったものが、最適なものが何なのかということを見極めながら、今後考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 署名活動の目的などで、目的は、高齢者の買物、通院支援と理解しています。ただ、買物に関しては、この9月から、訪問型移動販売が町の補助で始まっています。これは大変好評で、私の知り合いでも非常に喜んでおります。非常にありがたい事業だなと私も思っています。これで、ほぼ買物に関しては大方、全部じゃないでしょうけども、クリアできると思うんですね。残るは、通院や役場関係への足、アクセス、そういうことになってくるんですけども、そういう通院や公共施設へのアクセス中心に今後どうしていくかという課題が残ると思うんですけども、その辺の見解をよろしくをお願いします。

○議長（七良裕 光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 通院についてですが、紀美野町においても、診療所にあつては通院する手段があつたり、国吉、長谷毛原においても、そういった通院でタクシー事業者さんを活用してやっている事業もありますし、あとは厚生病院とか、その他もろもろの医療機関になると思うんですけども、これについても地域の医療に係る交通手段を確保することは大事だと思っておりますので、ここも踏まえながら研究を進めていきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 高齢者の交通手段確保は、町民生活に直結する重要課題です。乗合タクシーが難しいとすれば、町としては、ほかにどのような手段を検討する余地があるか考えなければいけないと思うんですけども、現在そのような代替案とかは考えていることはありますでしょうか。お聞きします。

○議長（七良裕 光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 現在ですけれども、先ほども申しあげました、町においては、一番最初冒頭でも申し上げたんですが、タクシーの助成券であつたり、コミュニティバスであつたり、路線バスの維持の補助であつたりということで、こういった交通施策は実施しております。こういった中で、これは昔からずっとやってきてまして、さらに改良を加えていく必要があるかなというふうに考えていますので、今現在、具体的な方針というのも決まってはいません。ですが、他の市町村であつたり、現地に赴いてちょっと勉強させていただいたり、視察させていただいたりということを今重ねて研

究を進めておりますので、その中でやはり地域の実情、紀美野町に合ったものというのをこれから見いだしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） そこで、私もいろいろ2年前から、去年も常任委員会で視察、福井県坂井市などに視察に行って、なかなか乗合タクシーの課題が多過ぎてということもあって、次なる何か対策はないかと考えたところ、自動運転というのがありまして、例えば、和歌山県太地町などでは導入されている小型電動自動運転車、運転者を必要とせず、補助員のみで運行できるため、人員不足や団体不在といった課題を解消できる可能性があります。この小型電動自動運転カーの導入に関して、補助制度に関してはいろいろ、今、高田課長が言われた以外にも多くの、自動運転社会実装推進事業とか、ほかもろもろ、デジタル田園都市国家構想交付金とか、さっき高田課長もおっしゃってましたけども、様々な補助があります。

さらに、町の負担としたら、乗合タクシーの場合、総経費2割から4割程度人件費依存度が高いのに対して、小型電動自動運転カーについては、初期は総経費の2割から3割程度、技術導入後は人件費削減で持続性が高いというメリットもあります。

持続可能性に関しては、運転者が不足、最大の課題、長期的に人件費が重いという課題があるんですけども、自動運転カーに関しては、補助員のみで運行可能なので、技術安定後は人件費削減で、これも継続しやすいというメリットもあります。

町民への理解という面ですけども、乗合タクシーで署名活動もあり、支持が非常に強いということも認識しています。ただ、財源、人員難で現実的に困難じゃないかなと今の答弁聞いていると少し思いました。

自動運転カーに関しては、先進事例、太地町はうまくいってるんですよ。私も話を聞くと、高齢者がマイカーというぐらいすごく愛着を持って利用して、さらには、不登校のこどももその車に乗りたいがために登校して、今じゃ不登校数ゼロという話も聞きました。そういういろんなメリットもあるので、未来志向の解決策として、こういうのも取入れていっていただきたいなと。新しいその交通手段の導入可能性を検討する余地はあると思うんですけども、見解をお聞きします。

○議長（七良裕 光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） ただいまの自動運転の御質問にはなと思うんです

けども、自動運転についても、少し企画管財課のほうでも勉強はしておりますが、やはりメリットは結構大きいなというふうに感じております。ただし、車自体がそんなにスピード自体が、20キロ前後で進むということであるので、やっぱり交通渋滞であるとか、そういったところも懸念される場所であるし、車両というのはほとんど海外製というのはちょっと聞いてまして、故障したときにはその部品を取り寄せするのに日数がかかって、迅速な対応というのがちょっと今難しいという形も聞いております。各いろんな自治体で実証実験という形で、レベル4という安全基準を満たしながら運行されているというのは認識しているんですけども、まだまだまだ少し課題もあるのかな。しかし、中原議員がおっしゃったように、人件費が結構、人がいなくてもできるようなそういったメリットもありますので、そこら辺は十分研究として、交通施策の選択肢の一つとして考えられると思いますので、その辺りも研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 交通弱者の移動を確保することは、通院などの生活の基盤を守ることに直結します。乗合タクシーが困難であるならば、その代替手段として自動運転カーの可能性を前向きに検討していただきたいと思います。町として積極的な取組を期待して、再質問を終わります。

続いて、二つ目の質問に移ります。

私の長い質問に答えていただきありがとうございます。

それでは、再質問一つ目からさせていただきます。

一つ目の質問で、不登校児童への支援について、町独自で強化すべき点はどこにあると考えていますか。お聞きします。

○議長（七良裕 光） 中野教育長。

○教育長（中野卓哉） 中原議員の再質問にお答えします。

不登校児童支援については、今まで一人一人に合った対応ということで、いろんな関係機関とケース会議等をしながらやってきました。

先ほど私がお話しさせていただきましたが、なかなか家から一歩も出られない子どもも何人かはやっぱりいてるんです。その子たちはやっぱり別の学校ではないところの確保というか、その用意がまずは必要ではないかなと。今現在、子育て推進課のほうでスマイルというところをつくってくださってるんですけども、それだけではやっぱり足り

ないのかなという思いがあって、まずは、出ていく居場所になるようなところをつくっていくということが一つかなというふうに思います。

以上です。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 教育長が言われているように、居場所が僕も非常に大事だと思います。学校だけじゃなくて、いろんなところで居場所があれば、僕もいいのかなと。いろんな不登校のパターンがあるとお聞きしましたので、その対策の一つとして、フリースクールがあると思うんですね。その不登校児童がフリースクール等で、もしそういうところに行って、学んだ成果を正式に学校教育の学びとして認める制度を整えるべきじゃないかと私は思うんですけども、見解をお聞きします。

○議長（七良裕 光） 中野教育長。

○教育長（中野卓哉） フリースクール等で学んでいるこどもについては、学校籍があって、その子の近隣の学校に籍を置いてフリースクールで学んでいる。その学んでいることについて、学校が把握してるというか、どういう日課でどういうことを学んでいるかということ把握するというのがあれば、出席日数としてカウントできるというふうに考えております。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） フリースクールの問題は、この短時間で話できると思わないので、またおいおいいろいろ勉強させていただきたいと思います。

続いて、2点目の再質問、受験勉強優先の風潮についてですけども、学習指導要領は最低基準であり、地域の裁量も認められている。先ほど、国がまた新たな方針というかそういうのも考えていると言われてるんですけども、地域の裁量も認められているんです。今後、国の最低基準を超える、基準を超える紀美野町独自の教育プログラムを考えて推進する考えはないのかお聞きします。

○議長（七良裕 光） 中野教育長。

○教育長（中野卓哉） 学習指導要領にのっとってやるというのが前提で、その学習指導要領においても、いろんな学校の裁量というのが認められていますので、その裁量の範囲で学校の特色を出していくということは、今後もどんどん進めたらいいのかなというふうには考えています。

以上です。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） それでは、四つ目の質問、多様な学びの中核として、技術・家庭科、芸術、スポーツについてですけれども、特別非常勤講師として積極的に今後も取り入れていくというお答えをいただきましたが、もう少し、先ほど聞いているとちょっと偏ってるんじゃないかと。もっといろいろなものを、農業者、職人、芸術家、スポーツ指導者、紀美野町には本当に多岐にわたるすばらしい人材がたくさんおられるので、そういう人たちをもうちょっとうまく積極的に教育に登用する仕組みづくりを考えるべきじゃないかなと思うんですけれども、見解をお聞きします。

○議長（七良裕 光） 中野教育長。

○教育長（中野卓哉） 特別非常勤講師につきましては、これは、前年度、来年度のことを計画して、学校がこういう人材をゲストティーチャーに来てもらいたいということで、前年度、県のほうに要望して、そして配置するものです。ですので、なかなか臨機応変にということは難しいんですけれども、その辺は学校にもっと地域人材を活用するということを促していくということは可能かと思えます。

以上です。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 県に要望するとおっしゃったんですけれども、県が駄目だよと言うことというのはあるんですか。

○議長（七良裕 光） 中野教育長。

○教育長（中野卓哉） 基本的にはそういうことはないと認識しています。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 続いて5番目の質問、食の学びと学校給食の安定供給についてですけれども、先ほども言いましたが、昨年は有機米が手に入らないという答弁がありました。しかし、現在は、和歌山県産の普通米ですら入場困難な状況で、先ほども50%を含むとかいう答弁もありました。こうした中で、こどもの健康や自然環境を考慮すれば、有機米導入に向けた中長期的な調達方針が必要だと考えます。

子育て推進課のほうでは、こども園の食材を新たな仕組みをつくって、入手方法を考えているということをお聞きしました。とてもすばらしいことだと思います。

小学校・中学校に関してもそういうことも考えて、和歌山県産が難しいのであれば、大阪府泉大津市が北海道産有機栽培米を契約しているように、他府県からの入手も選択

肢にすべきではないでしょうか。

○議長（七良裕 光） 中野教育長。

○教育長（中野卓哉） より安心・安全な給食を提供することを目指して、有機食材の導入も検討しているところです。昨年度は有機米の導入を試みましたが、調達することができませんでした。今後は、昨年度設立された、きみの有機推進協議会と連携しながら、より安心・安全な有機農産物の導入について研究していきたいと考えています。以上です。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 続いて、子育て支援としての教育の位置づけについての再質問ですけども、教育の多様化を子育て支援の柱と位置づけることで、町の魅力を発信し、ブランド力を高め、移住・定住の促進につなげる方針をどう考えているのか。町長も、移住・定住、子育て推進県下一になって、移住者も増えたというふうなこともおっしゃってました。さらにこれを強化して、町のブランドとして、移住・定住につながる方策として、教育多様化の支援をどう考えているのかお聞きします。

○議長（七良裕 光） 中野教育長。

○教育長（中野卓哉） 議員御指摘の御質問の教育の多様化を子育て支援、移住・定住につなげるのをどうするかということなんですが、教育委員会としては、そのところまでは考えていないというのが現状です。教育委員会としては、今、喫緊の課題である不登校のこどもたちに対応するということをしっかりと考えていくということが、その中で教育の多様化というか学びの多様化も含めて考えていくことになるのではないかなというふうに思います。それが移住・定住にどういうふうにつながっていくかというのは、ちょっと今ここでは分かりかねます。

以上です。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 私も移住者です。紀美野町の自然、この環境が好きで移住してきました。子育ても非常に満足して紀美野町内で子育てやっています。私の周りの家族も、やっぱり紀美野町の環境、そして、子育て支援、それを目当てに紀美野町に移住している人もたくさんいます。

先ほども言いましたように、未就学児だけが子育て支援じゃないと思うんです。就学後、小学校・中学校も含めての支援、これをひっくるめてやることで、例えば、幼稚園

だけ紀美野町でおって、小学校から違うところへ行くよというのも、ちょっとそれは寂しい話で、未就学児から中学校まで、高校まで、こういったことを、よその町ではやってないこういうことをやっているんやということが紀美野町のブランドになると思うんです。先ほども言っていた学習指導要領だけじゃなしに、全て一貫した教育方針というのがブランドになると思うんで、そこも含めて今後考えていっていただきたいなと思います。

続いて、次の質問に行きます。

財源と具体的な拡充策についてですけれども、当然いろいろ町で何かするに当たって、財源が必要になってきます。財政調整基金や子育て関連基金を戦略的に活用し、未就学児から義務教育段階まで一貫した支援体制を強化する具体的な計画はありますか。

○議長（七良裕 光） 中野教育長。

○教育長（中野卓哉） この御質問については、私はまずは先ほどから何度も申し上げてますように、喫緊の課題である不登校の問題についてのことで答えさせていただいたつもりです。現在、教育支援センターというのをどういうふうにつくっていくかということを検討している中で、いろんな補助金であるとか、そういった制度もしっかりと、県とか国のほうでもあるようですので、それは取り入れていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） いろいろ細かくありがとうございます。

最後、町長へ質問したいと思います。

教育長の考えを伺ってきました。町の教育方針は、町長のリーダーシップの下で進められます。今回の一般質問を通じて示された義務教育の解釈、受験勉強中心からの転換、地域独自の学び、技術、芸術、スポーツ、食の学び、一貫型子育て支援、財源確保というテーマを、町長としてどう総括し、教育行政の最終責任者として、教育長と連携しながら、紀美野町の教育をどの方向に導いていくのか。町のこどもたちにどんな力を育み、どのような未来をつくりたいのか。町長御自身の言葉で町民にお示してください。

○議長（七良裕 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 大変ありがたいですね。本当に中原議員からいろんなことを御質問いただいて、我々の考えていることを皆さんにも説明させていただいたというの

は、本当にありがたい機会をいただいたなと思っております。

大きなテーマの中で、子育て支援というのは大きなテーマであるんですが、これは、私たちが考えている子育て支援は、妊娠前から、妊娠、出産、乳児、幼児、こども園、小学校、中学校、高校、また卒業して大学生、大学卒業してというところまでを本当に切れ目のない支援をしていこうということで今実際やってるところであります。

その中で今、教育の関係は、やはり小学校・中学校という義務教育の間については、教育委員会で担当していただいている。一番大きな私が思っているのは、小学校・中学校については、もちろん医療費の無償であるとか、給食代無償であるとかとやっておりますけれども、大事なのは、小学校・中学校で生きる力とか、自分の足で歩いていく力も中学校でも養っていただきたいというのは強く思っておりますし、私がずっと申し上げてきた、こどもたちにとって、本当に紀美野町の宝物であるし、今後の未来、将来を担っていくこどもたちが本当に元気で伸び伸びと育っていただきたい。そして、小学校・中学校を通じて、紀美野町という町が僕らが一番好きな町だよということをそのこどもたちに思ってもらわんことには将来を担ってもらえんのかなというような思いがありますので、こどもたちに紀美野町が一番好きだと思ってもらおう、それを思ってもらおう期間というのは、小学校・中学校の期間で特に大事な期間であるかなと思っておりますし、それは教育と一緒にやっていく。こども園では、それこそ、これからこども園、そして小学校・中学校へ上がっていく中で、大事なところというのは、やはりいろんな障害の点もありますし、小さいうちに見つけて、そこらをしっかりと、最近、発達障害に近いケースもやはり数があるというふうに聞いておりますので、早い段階で対応していくということをこども園ではしっかりとやっていっていただきたい。やはり小学校・中学校じゃなくて、早い段階からそれをやっていくということをやはり念頭に置いて、ですから、こども園、小学校、中学校、また、高校はそれぞれに選んで行かれるんですが、我々は、高校世代応援手当というの、去年、一昨年ですかね、創設して、やはり紀美野という地形的な問題から、町外の学校へ行かんなんからということで、それを応援しましょうということで、高校世代応援手当というのを創設して、今、支援しているところはありますし、さらに大学へ行って、奨学金を借りて勉強してきた。卒業して紀美野へ帰ってきて、奨学金を返しながら仕事をされている方に対しても応援していきましょうという制度もつくってしてるということで、本当に妊娠前もいろんな形で応援してます。妊娠前から本当に切れ目のない支援でもって応援してるということが紀美野町

の子育て支援の総括といえば総括になる。これは私らだけでできるもんじゃなくて、議員の皆さんにも協力いただきながら、町の姿勢として子育て支援にしっかり力を入れていくというのは、大きなものだと思います。そういうことをずっとやっていく中で、移住・定住につながっていくというのかな、それは結果だと思ってますね。そのために、移住・定住のためにそれをするんじゃなくて、それをしっかりやるのが移住・定住につながってきてというのが現状だというふうに認識をしておりますので、どうぞこれから御協力のほどよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） ありがとうございます。

教育長も町長も本当に子育てのことを真剣に考えていただいているというのはよく理解できました。ただ、未就学児の支援について、本当に和歌山県で一番だというデータも僕取りました。本当に一番です。ただ、小学校の学校給食が無償化、これはもう全国統一になりますよね。もうそういう方針になっています。そのように、やはり他の自治体もそのようなことを目指してきます。やはり子育てが大事だということで、方針も似たり寄ったりになってきます。

そこで、紀美野町のこの少ない人口だからこそ、この紀美野町だからこそできる教育は本当に僕はあると思うんです。これから積極的に、もっと他の自治体がやっていない、今までの答弁で、他の自治体の様子を見ながらやっていくという答弁、そういう考え方じゃなく、ほかの自治体がやってないならうちが先やってやろうじゃないかと。そんな間違って誰も責めないと思いますよ。積極的なことをやれば、僕はできるかできないかじゃなくてやるかやらないかですから。これ大好きな言葉です。やるかやらないかですよ。できない理由を探すんじゃなくて、やってみる。その中で是正していくということが僕はとても大事だと思うんで、本当に今後、教育長も町長も一緒に力を合わせて、我々議会も力を合わせて、これも町長の言葉ですけども、町民の皆さんとともに、一緒に紀美野町のこどもたちを育てていく、そういう環境づくりというのは、私も微力ながら協力させていただきますので、本当にいろんなことにチャレンジ、子育てに対してのチャレンジをやっていただきたいなと思います。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（七良裕 光） 以上で、中原和也議員の質問を終了いたします。

続いて、11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) それでは、私のほうから、5点についてお聞きしたいと思います。またちょっと遅くなりましたが、議長さんのお許しを得て一般質問を行ってまいりたいと思います。

初めに、道の駅についてお聞きいたします。

コンサルタントに委託し、計画が進められているようでありますけれども、ふれあい公園の物品販売所の店じまいがされ、販売所の今後の見通しがどうなるのか分からない状況にあると思います。

そのような状況からも、一旦道の駅の事業については見直しが必要ではないかというふうに思いますが、見解をお聞きしたいと思います。

次に、介護施設についてお聞きいたします。

紀美野町は高齢者が多い。また、町民の働く場として、介護施設の果たす役割というのは大きいものがあります。しかし、全国的にも介護施設、特に訪問介護のところでは、倒産とか、縮小とか、そういうふうなことが起こっているようでありますけれども、紀美野町において、それは大変心配されるところでございますけれども、町の状況をどのように把握されておられるのか。また、困難な状況があるとするならば、支援の必要があるかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

次に、乗合タクシーについてお聞きいたします。

高齢化が進む紀美野町では、車の運転ができないなど、車に乗れない方が増えてくるのが大変心配されます。そのことを心配して、有志の方々が、乗合タクシーを走らせる会という団体をつくり、運動されておられます。町長選の折にも、乗合タクシーの制度を導入することについて、アンケートで2候補にお聞きしたそうでありますけれども、2候補とも選挙公約に入れておられると、そういうふうな答えが返ったそうであります。小川町長は、このほか、朝日新聞のインタビューに、デマンドタクシーなどの交通政策を進めたいと答えられておられます。今後どのように取り組まれるのかお聞きしたいと思います。

次に、町営住宅の建設についてお聞きいたします。

町職員や一般の方の努力があつてか、他の自治体から移住者がこの町に来られると。職員になってという方もおられますし、また、一般的にこの町に住みたいということで

来られてきている方があると、そのように聞きます。そのことから、住宅が不足しているというふうに聞きます。最近、町営住宅について、建てるということがなしに来たわけでございますけれども、やはり町の人口を増やしていくためにも、町営住宅の建設が必要であるかというふうに思いますが、御見解をお聞きしたいと思います。

次に、めら池下ソーラーパネルの工事が済んでしまったようであります。このことから、安全の確保についてお聞きしたいと思います。

めら池下ソーラーパネル工事については、近隣の住民の皆さん方が、今後、強風のとき等、飛ばないか、それが近隣の家に飛んでこないかとか、そういうふうな心配をされておられます。このことについて、安全かどうかの確認ということで、前の委員会で答弁されておられますけれども、そのことについて、どのように確認されておられるのかお聞きしたいと思います。

以上5点、よろしくお願ひいたします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（七良裕 光） それでは、美濃良和議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

高田企画管財課長。

(企画管財課長 高田真孝 登壇)

○企画管財課長（高田真孝） 私のほうからは、美濃議員の1番目の道の駅について、それから、3番目の乗合タクシーについての御質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

まず一つ目、道の駅についての御質問にお答えいたします。

道の駅整備事業についてであります。道の駅検討委員会から答申を基に、導入機能、候補地、事業手法等を検討し、道の駅整備基本計画（案）を作成しました。

去る5月30日に道の駅検討委員会を開催し、基本計画（案）について審議いただきましたが、継続審議となっております。

道の駅の整備には、運営の主体となる民間事業者の参画が不可欠と考えております。そこで、今年度の取組として、内閣府の支援事業を活用し、専門家の助言・支援をいただきながら、当町の道の駅整備事業における民間事業者の参画意向調査を予定しております。この調査を通じて、民間事業者の意見を参考に、より具体的に導入機能や事業性について精査したいと考えております。

続きまして、三つ目の乗合タクシーについての御質問にお答えいたします。

先ほど中原議員の一般質問でも申し上げましたが、現在、紀美野町では、コミュニティバス運行事業、高齢者外出支援タクシー・バス助成券事業、路線バス運行支援事業の三つの事業を実施しています。これらの事業は、地元の民間事業者の協力の下、安定的な運行に努めてきました。

しかし、コミュニティバスの利用者は年々減少傾向にあります。全国の過疎地域において、コミュニティバスの利用者数が減少傾向にあり、地域住民の移動手段の確保が深刻な課題となっております。

こうした状況を踏まえ、国では、日本版ライドシェアといった新たな仕組みを制度化したり、自治体では、自動運転といった最新テクノロジーを活用した実証実験も展開されています。数ある公共交通施策の中で、乗合タクシーについてもその一つとして研究してまいります。

地域の実情に応じた柔軟な交通施策が、持続可能で安心して利用できる公共交通の実現につながると考えていますので、今後も地域の声を丁寧に拾い上げながら取り組んでまいります。

以上、簡単ではありますが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 高田真孝 降壇)

○議長（七良浴 光） 森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦） 美濃議員の二つ目の御質問、介護施設についてお答えします。

東京商工リサーチの調査によると、令和6年度の介護事業者の倒産件数は全国で179件と、前年度比36.6%増となり、介護保険制度が施行された2000年以降、過去最多となりました。その原因として、介護人材不足、原油・物価の高騰、介護報酬の改定などが背景にあります。

現在、町内では、訪問介護が3事業所、通所介護・通所リハビリが5事業所、訪問リハビリ・訪問介護が4事業所、小規模多機能型居宅介護が2事業所、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が2事業所と老人保健施設が1事業所、特別養護老人ホームが2事業所あります。

最近では、社会福祉法人清和福祉会美里園が運営する、長谷毛原デイサービスが令和

3年3月に、真国デイサービスは令和5年9月に廃止されました。廃止理由としては、長谷毛原デイサービスは、利用者の減少に加え、介護人材の確保が困難になったこと、また、真国デイサービスは、台風の影響により建物が浸水し、事業所の立地条件上、危機管理対策が困難であるためと聞いております。

一方で、令和7年4月には、動木地区に地域密着型のデイサービス「このとり」が開設され、定員は18名ですが、少人数ならではのきめ細かいサービスを提供されております。

さて、介護人材不足については、全国的な問題であり、町だけで解決することが難しいのが現状です。町では、福祉分野への就職者を増やすため、県が実施する介護員養成研修や就職フェアなどの案内、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費の補助制度の周知、介護事業者からの各申請書類の簡素化など、介護現場の負担軽減に取り組んでいるところです。

また、介護職員の給与改善のため、介護職員等処遇改善加算により、令和6年度は2.5%、令和7年度は2.0%のベースアップがなされたところですが、介護職員と他業種の給与差は依然としてあり、介護人材不足の大きな要因だと考えられます。

また、介護報酬改定については、3年ごとに行われ、令和6年度の改定では、全体で1.59%引き上げられましたが、一方、訪問介護はマイナス改定、マイナス2.3%となりました。本町のような中山間地域では、事業所から介護サービス利用者宅まで距離があり、サービス提供時間よりも移動時間が長いといったケースも多くあり、報酬単価に十分評価されていない状況であるため、より事業者の経営が厳しい状況となっています。そのため、令和6年11月に、県に対して中山間地域の財政的支援の要望を出したところです。

引き続き、町といたしましても、今後も現状の把握に努め、事業所の廃止等により介護サービス利用者への影響がないよう、国・県への要望も含め、必要な対策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

○議長(七良裕 光) 中前建設課長。

(建設課長 中前貴康 登壇)

○建設課長(中前貴康) 続きまして、私のほうからは、美濃議員の4番目、町営住宅建設についての御質問についてお答えさせていただきます。

本町の町営住宅は、公営住宅法に基づき整備されており、住宅に困窮し、低所得者の方々に対し、安定した住まいを供給し、社会福祉の増進に寄与することを目的として整備しているものであります。

一方で、町営住宅の整備には多額の費用と長期的な維持管理が伴うことから、空き家などの有効活用や、民間賃貸住宅との連携など、多様な手法を検討することも重要であると考えております。

その上で、本町における人口動向や住宅需要の実態を踏まえ、町営住宅の在り方についても、今後、引き続き研究してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(建設課長 中前貴康 降壇)

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

(住民課長 森谷克美 登壇)

○住民課長（森谷克美） それでは、私からは、美濃議員の5番目の質問、めら池下ソーラーパネル工事の安全確保についてに対してお答えさせていただきます。

現在、令和7年7月10日付で工事完了届が提出されております。美濃議員御質問の安全かどうか確認されているのかとの御質問ですが、前回の一般質問におきまして、地区と事業者の間において、どのような質問をしているか等について、区長さんに確認させていただく旨、回答させていただきました。

今年度の区長さんに確認させていただいたところ、前年度の区長さんが引き続き事業者と連絡を取っているとのことであります。前年度の区長さんに確認させていただいたところ、地区での要望等については、事業者と随時協議しているとのことであります。

万が一施設に異変等が起こった場合も、地区と事業者との間に連絡体制が確保されているため、速やかに対応していただけるものと考えております。

今後も、地区と事業者、双方において連絡を取り合いながら、不安のない環境づくりを構築していただきたいと考えております。町としましても、住民の生活環境について安全を確保するため、引き続き地区と連携してまいります。

以上、簡単ではございますが、めら池下ソーラーパネル工事の安全確保についての答弁とさせていただきます。

(住民課長 森谷克美 降壇)

○議長 (七良裕 光) 以上で、1回目の答弁が終わりました。

しばらく休憩いたします。

休 憩

(午前 11時46分)

再 開

○議長 (七良裕 光) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時15分)

これより、自席で起立して、質問、答弁をしてください。

11番、美濃良和議員。

○11番 (美濃良和) それでは、1番目のふれあい公園についてお聞きしたいと思えます。

民間の入ることについて、調査ですか、何かされたようなことで言われましたけれども、それはどうあれ、紀美野町の、先ほど言いましたように、ふれあい公園が、緑の郷が閉鎖したように、売るものがないというような状況に今は至っているわけですね。そういうふうな段階で、道の駅をすぐに造ることが必要であるのかどうか。検討委員会の資料の中で見てみましても、一番重要なのはトイレと、そういうことだけは言われてるんですけども、ほか物販については、そういう必要もないし、そういうような施設も要らないと。今考え直さなければとんでもないことになってしまう。多額のお金を使ってそういうふうな施設だけ造ってしまえば後が大変かと思いますが、どうですか。

○議長 (七良裕 光) 高田企画管財課長。

○企画管財課長 (高田真孝) 御質問にお答えさせていただきます。

道の駅の基本計画の中では、もともと道の駅の検討委員会から出された五つの期待と三つのコンセプト、これを基に、これが実現可能かどうかというところで進めているところでもありますし、もちろんおっしゃったように、売るものとかという話もあるんですが、これを実行していくには、まず民間の事業者さん、運営していただけないとやはり難しいところはあるというのは大きい問題だと思っていますので、この辺りをしっかり探っていくって、協力していただける運営事業者さんと話合い、もしそこが、手を挙げていただけないところがあるかどうかというのをまず探っていくなというふ

うに考えております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） ということは、一旦この問題については中止して、考えるというふうに捉えてよろしいんですか。

○議長（七良裕 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） お答えをいたします。

課長が申したように、これができて、それこそ将来的にきちんと運営できていくかどうかというのは大きな大きな課題であると思っております。議員言われるように、造ったら終わりじゃなくて、造って、そこがスタートだと思っておりますので、できた施設が今後、安定的に運営していけるかどうかというのは大きな大きな課題でありまして、もともとそれを町で全て直営していくとかということまでは考えておりません。ということで、そこで事業所が、参画してやっていきたいよという事業所があるかないかというのも大きな一つのポイントだと思っておりますので、今、基本計画はできましたけども、何が何でもこのまま突き進んでいくとかということは考えておりませんので、慎重に考えていきたい。今年は、申したように、そうした参画、手を挙げてくれる事業者があるかないかとかというあたりはしっかりと見極めていきたいな、その上で、最終的な判断をしていきたい、そういうふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） そういうことで、もう少しよく分からなかったんですけど、今の段階で工事もう進まない、そういうふうなことでよろしいんですか。

○議長（七良裕 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 工事とか設計とか、そのまだまだ手前に今いてると思っておりますので、この事業が今後、何ていうかな、経営が安定してやっていけるかどうかという辺りのところが大事だと思いますので、今すぐに設計して建設してということは考えておりません。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） もう一つはDBO方式というようなことでスポーツ公園は

やられましたけれども、そうやってまいりますと、いろいろと業者の関係が難しくなるかというふうに思うんですね。そういうようなこともあるので、十分に検討していただいて、さきの議会で町長さんが答弁していただいたように、町内業者を育成するののかという観点からするならば、ここの仕事についても、町内業者のやれる部分については分割しながら発注していくと、そういうふうなことも視野に入れて考えておられるということでもよろしいですか。

○議長（七良裕 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 今議員が言われたように、DBOとかというのは、この事業で一切そういう言葉を使ったことがありません。事業所を今は模索してるというのは、建物ができて、そこへ参画してくれるということ、そうした事業所があるかないかということなので、ですから、Dのデザイン、Bの建設とかというのは、それはまた全然別ですので、DBOということは今まで申したことはございません。それは御理解くださいね。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） それでは、この問題については、十分に町内のことを考えてやっていただくということで、次へ行きたいと思います。

介護施設について、私も何社か回ってまいりました。いろいろとお話を聞いたんですけど、やっぱり先ほど課長さんが言われたように、訪問関係の国からの入ってくるお金が減らされたということが大変厳しいようであります。訪問関係にあるところについては、調べて大変なようで、施設はそれぞれ出るお金をできるだけ、企業か企業じゃないか、この施設の努力でもって減らしてきてるということでもあります。

こういうことで、課長さんも言われたように、資料について、できるだけ紙を減らすとか、そんなこともされているということであつたわけですがけれども、町としても、この企業について、それぞれ施設、それぞれ何社かありますけれども、運営をしていけるような協力ということが必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） それでは、美濃議員の御質問にお答えします。

町としてできる支援というのはできるだけしていきたいと考えているんですけども、町だけで対策を講じるというのは、介護制度を支える上でなかなか難しい点がございまずので、介護事業者を支援するために、町としては申請書類の簡素化とかもあるんです

けれども、やはり介護人材の育成の部分であったり、介護職員の負担軽減になるようなICTの導入に係るような制度の周知であるとか、そういうところについて、事業者に対して周知徹底して情報を提供していきたいと考えております。

訪問介護に関しては、特に町としても心配しているところがございます。町内で訪問介護を利用している人については、170人ぐらい町内にいらっしゃいますが、訪問介護のために訪問介護サービスを提供している事業者というのは11事業者あります。うち3事業者が町内の事業者でして、残りについては、海南市7、紀の川市から1事業者の参入があつて訪問介護が成り立っている状況です。なかなか訪問介護のヘルパーさんの人材確保については、十分というところの事業者もあつたんですけども、令和6年の6月に、ちょっとうちとしても心配するところがあり、アンケートを取ったところなんですけれども、やはり現状維持が精いっぱいであるとか、新規の方についてはなかなかちょっと受け入れるにはちょっと人材不足であるというような話もよく、アンケートのほうではそう答えられる事業者も多かったので、その辺り、人材確保、それから、人材を確保するための報酬単価の引上げについて、国・県に、昨年の11月にも県にも要望はしに行ったんですけども、引き続きそのような中山間地域、特にうちみたいな中山間地域への支援を、充実を図っていただくよう、引き続き要望していきたいと考えております。

以上です。

- 議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。
- 11番（美濃良和） いろいろとお考えいただいているということでもありますけれども、例えば、マスクだけでも町のほうで支給してもらえないかと、そういうふうなこともあつたり、あるいは、何ていうんですか、いろいろ知恵を貸していただければとか、いろんなそんなことを言われてましたけれども、それぞれに一生懸命やっておられるようなんですけども、やっぱりなくてはならない、もうこれだけ高齢化が増えてきてるし、課長も言われたように、紀美野町というのは広いですから、なかなかその分が出ないことで、その業者が負担が多くなってきていると。その辺のところを考えた施策、考えていただきたいと思います。検討していただくということでもよろしいんですけども。
- 議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。
- 保健福祉課長（森谷善彦） 定期的に介護事業者との意見を聞く場というのはご

ございますので、その都度聞かせてはいただいているんですけども、その対策についても含めて、どのような支援が必要なのかということを改めて再度聞かせていただきながら、介護事業者の支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 11番（美濃良和） 検討していただくということ。
- 保健福祉課長（森谷善彦） 検討させていただきます。
- 議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。
- 11番（美濃良和） それでは、検討していただくということなので、よろしく
お願いして、次に、乗合タクシーについてお聞きしたいと思います。

先ほどからのやり取りの中で、乗合タクシーが困難というふうなことを言われておりましたが、困難というふうな答弁は1回として当局のほうから出てませんでしたよね。それをちょっと確認しておきたいと思います。

特に、この問題については、町長さんのそういう選挙に、この町民の皆さん方に約束された公約ですよね。そのことで乗合タクシーを公約に入れられておったし、また、朝日新聞のインタビューに対してでも、そういうふうに、デマンドタクシーなどの交通政策も進めたいというふうにおっしゃられたと、こういうふうに朝日新聞に載っておったわけでございますけれども、有権者は、このようなもの見て判断されて、小川候補に対して1票を入れているというふうなことでありますから、大変これは大きい意味があるというふうに思います。そういうことで、町長のこのことについてお聞きしたいと思います。

- 議長（七良裕 光） 小川町長。
- 町長（小川裕康） 美濃議員の御質問にお答えをいたします。

その前に、今おっしゃられたように、選挙公約に入れてたというふうにおっしゃられたんですが、質問の要旨の中で、アンケートを聞いたそう。その結果は、2候補とも選挙公約に入れておられたそうだと書いてくれてるんですが、もう1人の方は分かりませんが、私はだから、研究していくということを回答いたしておりますので、公約に入れたというんじゃなくて、研究していくということを回答いたしました。それが事実であります。

それともう一つ、朝日新聞のインタビューでも、デマンドタクシーなどということを研究していくという言葉で表現をずっとしてまいりました。ずっと選挙期間中、街頭演

説もさせてもらったり、いろんなところで、当選させていただいたらやりたいことはたくさんある、その中の一つとして公共交通政策を掲げております。現在、コミュニティバスというのは、平成11年、12年から今まで走ってきました。通算25年走ってきました。ところが、過去は別として、やはり今の状況の中でコミバスだけでは全然不十分であるということと、タクシー券の助成では十分ではないということの中で、しっかりと研究していきたいということは、各地の街頭のときにもきちんと説明はしてきておりますので、これはしっかりと研究してまいりたい。

先ほど中原議員の御質問に企画課長からもいろいろ答弁をさせていただきました。課題はたくさんあるのはもう承知しております。そういった課題を何とか乗り越えて、これを進めていきたいということで、しっかりと研究してまいりたいというふうに考えておりますので、どういう形が紀美野町にとって一番いいのかということも含めて研究していきたい。

ただ、申し上げるのは、今の状態では十分であるとは考えておりませんので、皆さんとも協力、協議しながら、紀美野町に合った、そしてまた、大きなお金も要りますので、そういった財源も見据えながら、紀美野町に合ったような政策を考えていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

- 11番（美濃良和） 困難とはどうでしたか。言われてないですよ。
- 議長（七良裕 光） 小川町長。
- 町長（小川裕康） 失礼しました。先ほど、担当課長が困難と言いました。大変困難というんですか。
- 11番（美濃良和） 困難ということはないでしょう。言うてないでしょう。
- 町長（小川裕康） 私はだから。
- 11番（美濃良和） 違う、違う。
- 町長（小川裕康） 課長ですか。分かりました。失礼しました。
- 議長（七良裕 光） 高田企画管財課長。
- 企画管財課長（高田真孝） 美濃議員の御質問、困難であると私が言ったかどうかという。
- 11番（美濃良和） 言ってないですよ。
- 企画管財課長（高田真孝） 言った記憶は、ちょっとやり取りの中なので言った

記憶はないんですが、ただ、やっぱり簡単ではないと思います。いっぱい課題がある中で、簡単ではないということはどうかという話にはなると思うんですけども、町長も先ほども申し上げたんですけど。

○11番（美濃良和） 簡単ではないということで、困難と言ってないですよ。

○企画管財課長（高田真孝） 言ってないと思います。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 交通権というのがあって、憲法の13条、22条、25条ですか。この下に、移動の権利とか、そういうことがあって、それについて引いて見てみたんですけども、その中で、現在の状況、住民の交通権を保障し、地域づくり、まちづくりを進める上で欠かせない地域公共交通、生活交通の構築を急ぐことが重要で、それがないと地域の崩壊に一層拍車がかかるであろうと、こういうふうなことになっているわけですね。好む好まんにかわらず、今このように過疎、高齢化してきた紀美野町ですから、手を打たなきゃならない状況にあると。もちろん署名については、委員会で審査していただくと思うんですが、多くの皆さん方の声を聞くと、やっぱり非常に不便していると。よくテレビで言われる、ぽつんと一軒家という番組があって、こんなところあるんやなと思っていたら、紀美野町の中にも何か所かそういうところが出てきてるんですよ。今後それが増えていくような状況の中で、その方々が実際にいろんな活動に困っておられると。電動のスクーターですか、ああいうふうなものもございますけれども、山道になってまいるとこれが大変なんですよ。10キロ未満のスピードで走って、しかも細かいカーブの多い道を走っていると、いつ当てられるか分からんというような状況にもなってくるし、1台その車が走ると、後ろにつくともう大変な行列ができる。そんな車はないですけど、大変そういうようなことが起こってくる中で、やっぱり多くの方々が困っておられる。そのことが、今この中で言わせてもらいましたように、地域の崩壊というふうな状況が起こっていく。そういう心配があるわけでありまして。

そういう中で、今、国のほうでも、交通基本法というのが、そういう法律がいよいよ前向きに進んでいくような状況になってきているようなんです。この中で、基本的な考え方として、従来まで、国及び交通事業者任せであった地域交通政策策定と実施の権限を地域住民の暮らしと生命に最終責任を負う基礎自治体に移すという新しい枠組みをつくと。そして、そのための財源確保を伴った枠組み制度を、交通基本法というものを定

めてやっていくというふうなことが今考えられているようであります。

また、先ほど財源の話もございましたけれども、いろんなのありますけど、特別交付税で交付される部分もあるわけで、特交というのは毎年金額変わってまいりますから、いろいろとあるでしょうけれども、基本的に計算上は8割あると、こういうふうなことになっているようであります。そういうふう考えた場合、財源も大変それはいろいろ課題もあるでしょうけれど、だからできないというもんじゃないというふうに思うんです。そういう点で、町長さんもいろいろと研究するという事なんですけども、その研究の方向についてもう一度お願いしたいと思えます。

○議長（七良裕 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 先ほども申しましたが、現在のコミュニティバスの運行に至った経緯があつて、平成11年、12年に旧の野上、旧の美里で走り出したと。それは多くの皆さんの要望に応じて走り出して、当時からは、多くの方がそれを利用して、大変喜んで利用してくれたというのがあります。

ところが、だんだん利用される人が少なくなつてきてるといふのは現状でありますし、今の至るまでにいろんなところの地域から、うちの地域も走ってくれよ、うちも走ってくれよと言うて、バスのダイヤを変えて、旧の美里、野上を含めていろんなところへバスを走らせた経緯があります。走りましたが、実際走ってみたら、乗る人がなかつたということもあつて、今に至っているわけなのであります。

だんだん減つてきてるといふのは、これを分析すれば、きっとやはり乗られていた方が高齢化して、バスへもよう乗らんということになつてきてるのが多分現状であろうと考えておりますので、過去に皆さんに重宝されたコミュニティバスといふのは、コミュニティバスだけではやはり今のこの社会、時代では、とても対応できないといふのは十分認識しておりますので、先ほども申し上げましたように、紀美野町に合ったようなどういう形が一番いいかといふのは、だから町の中でしっかり考えていかなければ、国がどうのこうのじゃなくて、町の中で町の現状、現実をしっかりと直視して、紀美野町に合った交通政策をしっかりと研究していきたいといふふうに捉まえておいて、大きな課題といふふうに捉まえておりますので、これについては、当然、我々執行部だけで決めていくものではないので、これについてもいろんな案を皆さんにも相談しながら、この町に一番合った政策をしっかりと考え出していきたい、研究して、打ち出していきたいといふふうに考えておりますので、御協力もいただけるようによろしくお願ひしたい

と思います。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 先ほど申しました乗合タクシーを走らせる会の皆さんがアンケートを取ったそうであります。当然、高齢者の方々がやっぱり大変なんだということで、そういうふうなタクシーをぜひ走らせてもらいたいというふうな回答があったようですけれども、子どもさんからもそういう声があって、通学にかかるバス代の負担が大きい。部活で遅くなるとバスがなく、駅までの迎えが必須。息子がオレンジバスを利用している。雨の日はふれあい号を利用している。でも、本数がなくて不便だとか、土日のふれあいバスがなくなり、親が送迎できず部活に入れない子がいると。ふれあいバスを子どもたちの交通手段として考えてもらえたらうれしいということなんですけれども、なかなかバスというのは大きいもんですから、そう簡単に動かせないというふうに思いますけれども、こういう制度を望んでいる声だというふうに思います。

先ほど、バスをデマンド方式に入れたら、乗る人がなくなって廃止したというのがありましたね。うちの近くを走っていた、鎌滝から上ヶ井、箕六を通過して神野市場に出てくるという路線のことだというふうに思うんですけれども、これもだんだん乗る人がのうなってきた、少ない段階でデマンドにしたら、それはもう減りますよね。基本的に、しかも、いつも乗っていた人たちが、私の目にも施設へ入ったりなんだかんだという形でいなくなったたということであって、デマンドにしたためにうまくいかなかったというのではないのは、私は証明できると思うんです。ほかのところでもそういうようなところがあるかというふうに思うんですけれども、何にしても、乗合タクシーというのは多くの皆さん方の要望が強いものであるというふうに思います。町長さんのほうでも研究していただくということなので、そういうふうなことで、町民の立場でよろしくお願いして、次に移りたいと思います。

次、町営住宅について、充足してるんかどうか。町のほうでは、町外から来てもらえるように、いろいろと手段を取って、いろんな施策をやってもらったり、やっていただいているというふうなことで、来てくれる方もあるようなんですけれども、なかなか家がないというふうに聞きます。好みの問題もあるか分かりませんが、特に若い人ならば、古民家もいいでしょうけれど、普通の使い勝手のよいように設計された町営住宅のそういうもんでもいいんじゃないかというふうに思うんですね。

ちなみに、私、簡単な湿度計で、部屋に置いて見てるんですけども、このかんかん照りの続いた日でも、家の中では70%を超える湿度があるんですよ。77、78というふうな高い。周りに木があるということがそういうふうにつながっているんかというふうに思うんですが、閉め切ってほっといたら、これはもう悪くなるのは当たり前で、古民家というのは、人が出られて、後を借りるんですから、大変しにくいところがあるかというふうに思うんです。

町として、やっぱり今ある町営住宅についても、ここ何年か前に、あそこの神野市場、あそこを建てていただいてからないと思うんですけども、やっぱりあちこち実際にもう古くなって、住宅がなくなったりとか、戸数が減ったりしているような状況かというふうに思うんですけども、その辺について、もう一回考えなければならぬときに来てるのではないかというふうに思うんです。その辺どうでしょうか。

○議長（七良裕 光） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

町内には、町営住宅、公営住宅法に基づく町営住宅が21団地ございます。そういった中で、ここ最近の町営住宅の募集に対する申込み状況からいきますと、令和7年度8月末現在まででいきますと、22戸募集しまして、申込みが17人の方からあったということで、現在も空室があるという状況になってございます。また、町内には、町営住宅だけではなく、県営住宅が二つございまして、その申込み状況についても、申込者が少ないということで、少ないということではお伺いしておりまして、現在は募集に対してオーバーしてるということではないということをお理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） そういう意見もあれば、住宅が足りないという意見も、声も聞くんですけども、やっぱり申込みをしようかというふうな、思うようなものであるんかどうか。そのところはどうでしょうか。先ほど公営住宅法云々の答弁があったんですけども、公営住宅法というのは、一つには所得制限があったり、所得によって非常に高くなったりとかいろいろありますけれども、その辺のところなんかもかかってくるのではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（七良裕 光） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

本町で言っている町営住宅というのは、あくまで公営住宅法に基づく町営住宅ということで、まず御理解いただきたいと思います。今、美濃議員のおっしゃってる、例えば、移住者の方であるとかという方が求めている住宅というのは、町営住宅ということになると、今言われたように、入居資格の要件が定まっておりますので、条件をクリアした人のみが入居できるというようなものが町営住宅でございますので、御理解いただきたいと思います。

○11番（美濃良和） 関係ないわけですか。所得制限等は。

○議長（七良裕 光） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 先ほどからも申し上げさせていただいておりますが、公営住宅法に基づく町営住宅につきましては、所得制限、要するに資格要件がございます。以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） その資格要件に引っかかって入れないとか、そんなことにはなっていないかがちょっと気になるんですけど、その調査とかはされていないんですよね。

○議長（七良裕 光） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

当然、町営住宅を募集するときには、資格要件、所得だけではなくて様々なものがありますけども、それらを申し込みしていただくときに丁寧に条件を提示させていただいて、その方がこの条件をクリアできているのかどうかも含めて相談して、大丈夫ですよという方については申し込みをしていただくというような対応をしております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 一つには、公営住宅法に基づく補助金をもらって建設する住宅と、それはそれで大事かというふうに思います。もう一つは、私たち議会の視察で行ったところで、向こうの方が、紹介というんですか、説明してくれたんですけども、町独自で建てる住宅、これについては、その自治体では過疎債を使ってますというふうに言っていましたけれども、そういうような中で独自のものを造って、その規制に引っかからないと言うんですか、何て言うんですか、じゃなくて、要望を入れたそういうものを検討するという。その時代のやっтерることですけども、うちの町でもそういうものが取り入れられないかどうか。その辺はどうでしょうか。

○議長（七良裕 光） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど1回目の答弁のときにもお答えさせていただきましたが、今、美濃議員のおっしゃるような施策をやっている他市町もあるというのは存じ上げております。その中で、その住宅を整備するには当然多額の費用というものも発生してくるものであります。そういった中で、現在、子育て支援の一環であったり、移住・定住促進という形の中で、町の中ではまず、例えば、民間賃貸住宅の整備促進補助事業というものを子育て支援の一環として、1部屋当たり200万円の補助を出して、民間に賃貸住宅を建設して整備していただくというような事業もやっていたり、移住・定住の施策としましては、移住推進の空き家リノベーション補助事業であったりとか、定住促進の補助金の補助事業であったりという、そういったまずはそこら辺の施策をやっていきながら対応しているということですが、今後のそういった方の需要であったりとか、人口動向を踏まえて、今後も引き続いて研究してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） ここを研究していただくということなので、それはそういうことをお願いしたいと思います。

次に、神野市場のめら池下のソーラーパネルの工事のことについてでございますけれども、安全の確保について、前の区長のほうで業者が連絡取ってるから、その問題は心配要らないというふうなことの把握ですか。

実際、業者の示しているのは、杭もたしか60センチでしたかね、非常に短いものであったり、毎日新聞がこの間の土曜日に特集して上げられておりましたけれども、太陽光の事業を実施する業者が保険に入っていると。その保険が今ものすごく払う金が増えてきていると。保険料が5年で2.8倍になってるというふうなことで、一つには銅線が盗まれるというふうなこともあるようなんですけれども、それだけじゃなくて、温暖化の関係で災害、それが大変増えてきているようであります。このようになってまいりますと、心配するのが、十分なものであるのかどうか。さきに言いましたように、スクリー杭が非常に短いものをここのめら池下でも使っていると。引き抜き試験について、ちゃんと十分なことを確認してるんかどうか。その辺はどうなんですか。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

スクリー杭の長さが60センチであるとかということは、私のほうから申し上げたことはありませんし、そういう情報も今までいただいたことはないのです、それはちょっとどこから出た情報なのかというのは、私のほうでは把握しておりません。

地元の方は、事業者と今でも連絡を取って、会合もされたりしていますので、何かあったときの連絡は確実に取れると思うんです。やっぱり何かあったときの対応をさせていただけないというのが一番の問題だと思いますので、それを今対応していただけるような状態になってるんでしょうかというところを確認させていただいたところ、地区と事業者とは今でも連絡は取ってますので大丈夫ですということでお話はいただいております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 何にしても、安全に、要するに、今うちの条例、これは特措法も特措法でなくてもこの条例を適用するんだというふうに町長さん言われましたけれども、一番最初の目的に、本町の豊かな自然環境、美しい景観及び町民の安全で安心な生活環境と調和。ですから、自然エネルギーであって、再エネ、結構なことだと思いますけれども、それによって町民がけがをされたり、家が破損したりということになるようなことになっては大変なんですよ。ですから、最初が大事でしょう。そういうものが十分に安心のできる施設であるかどうか。そこのところをしっかりと、飛んできたかどうかというのではないというふうに思うんですよ。今、環境問題については、どんどんとあちこちで問題になってますし、最近では、この日本で竜巻みたいなものまで、大きなものが発生していると。こういうふうなことになってきている状況の中で、初めの段階でしっかりとそういう町民が安心できるものにしておかなきゃならんのではないですか。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 御質問にお答えします。

近年、確かに大規模災害というんですか、竜巻が起こったりですとか、大きな線状降水帯による豪雨とか、そういうものが発生して、そのときに関しては、太陽光発電設備だけにとどまらず、車も飛ばされたり、家屋も倒壊したりということが起こっているの

が実際の状況です。そういったときに連絡が取れないと対応もできないというところは地区の方も認識しておりますので、お互い連絡を取って、何かあったときには対応できるような状態を、今、構築していただいている状況であります。

それと、条例なんですけれども、第1条の目的としまして、本町の豊かな自然環境、美しい景観及び町民の安全で安心な環境と、再生可能エネルギー発電事業との調和ということを図るために必要な事項を定めることにより、もって良好な環境の保全及び地球温暖化対策の推進に寄与することを目的とするということになっておりますので、少なからず太陽光発電設備が地球温暖化対策の一部にも寄与されている部分もありますので、1条の目的にも沿う形になっていると認識しております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 事が起こったらあかんし、一番我々考えなきゃならんのは、町民の安全・安心ですよ。このところにそぐわんようなことはあつてはならんし、それにそぐわんようなことになってしまうようなというんですか、不十分な条例なら適正な条例をつくったらいいんですよ。町は町民を守ることにこそ責任があるというふうに思いますよ。幾ら再エネだって、そのために我々が犠牲にならんなんことはないでしょう。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 決して再生可能エネルギーの犠牲とかそういうことではなくて、大規模災害が発生したときは、太陽光設備に限らずいろんな施設が倒壊したりという影響は受けるということは認識しております。

設備につきましては、電気事業法が改正されたことによって、きちんと自己確認もされて運転していると認識しておりますので、国の基準はクリアしたものが現地のほうで設置されているものと認識しております。太陽光発電設備だから危険だとか、ビルだから危険だとか、そういうことは災害に関して一概に言えないと思いますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 今、町のほうにその業者がやってきて、やりますよと言ってきて、話を聞いて、そこから事が始まっている以上は、町は知らなかったと、知らん

間にできたもんが、災害が起こって、いろんな災害を引き起こしたと、そういうことで、逃げられんわけでしょう。何であんなところへするんよ、あそこ危ないでと、そういうふうな注意をすることこそ必要ではないんですか。それでやるんやったら、こんだけのことはしといてもらわんと、町としては、町民の安全のために、守るためにならんからこれはしてもらわんとあかんという、それは何の話もなしにどうぞどうぞとやってるんですか。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

別に何も条件も付さず、どうぞどうぞと言って設置していただいているわけではございません。事前協議に来られた後、その土地がどういう形状のものであるかとか、どういう場所に設置するものであるか。また、後ほど他法令に抵触しないか。全てその辺を確認していただいてから事業を執行していただいております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 今は要するに何を言いたかったんですか。一番基本的なところを言うてもうたら。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） もう一度、すみません、申し上げます。

条例で、太陽光発電設備設置の届出があったら、別に何も条件を付さず、どうぞどうぞとして設置されているのかという御質問でしたので、決してそういうわけではありません。事前協議ということで、事業計画前に一度こちらのほうへ相談していただきまして、その後、それが他法令に抵触するような場所に設置しないかとか、ほかの届出がないかとか、そういうところを全て把握していただいて、それを全て条件をクリアした後に、改めて事業計画として出していただいて、設置していただいているということになります。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） それをやるについて、その話合いで十分に安全なものであるというふうに町は確認したんですか。

前に課長さんが引き抜き試験というんですか、それによるような調査もあつたりとか

と言われましたけども、そういうふうなものについてもちゃんと確認されてるんですか。もともとあそこも谷であったんじゃないかというふうに言われますけれども、そういうことで、地質的にも弱いところであるならば、60センチのスクリー杭でもつんかどうか。その確認されたんですか。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 美濃議員の御質問にお答えします。

60センチに関しましては、先ほどもちょっと申し上げたんですけど、こちらで把握している話ではないので、決して60センチの杭が入っているというような認識はしてございません。

それと、前回の質問の中で、どういう安全確認してるんだということでしたので、地区のほうからそういう意見が出てるんだったら確認させていただきますということで、確認はさせていただいております。

前回の一般質問でも回答させていただいたんですけども、今回、確認したら、地区としては特にそういうことは求めてないという話でした。ただ、一部の方でそういう意見を求めている方がおられるということでしたので、事業者さんのほうは資料もありますので、そうでしたら事業所のほうに連絡いただければ、資料をもって御説明させていただきますということでお話のほうはいただいている旨、前回の一般質問でも回答させていただいております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 課長さんは、それを町として、課長さんというんじゃなくて、町としてそれは確認して、安全であると、そういうふうな確認をされてるわけですね。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 町のほうでは技術的指針というのは特に定めていないので、町のこういう条件をクリアすれば、この技術に適合しているという定めがないので、その確認はしておりません。

ただ、国のほうにおきましては、電気事業法の条件がございますので、設備の運転にはそれをクリアしているものとして認識しております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） このことについて、要するに問題は、町民が安全で安心して暮らせるという、そのところにおいて、皆さん心配しているとしたら、そのところの確認が大事かというふうに思うんですけども、今のお話ではどうもその辺があやふやなんですよね。その辺はもう一度聞きますけれども、完全に行われてるんだということを受け取らせてもらってもいいんですか。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） ちょっと同じ回答になってしまうんですけども、あくまで電気設備の技術適合基準は国が定めていますので、そちらのほうに適合しているものであれば、基本的に技術は適合しているものと認識しております。

以上です。

○11番（美濃良和） はっきり言ってください。確認したんかどうか。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） これも先ほどと同じ答弁になるんですけど、町のほうで技術適合基準は定めておりません。ですので、それに適合しているかどうかという把握もしておりません。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） もう幾らもやり取りしても仕方がないんですけども、町民が安全で暮らせるように、安全・安心、そのところで暮らせるということが求められているので、その辺のところを安心して暮らせるようなことについて、そこを確認しているというふうに捉えていいのか。その辺ははっきりと、二つしかないですから、言ってください。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 御質問にお答えさせていただきます。

技術適合の話になってしまいますと、どうしても、例えば、町内を走っている自動車が、技術適合してるから町内を走っているのかどうかというのと同じ、この全国一律の基準で技術適合されているものですので、町としても、国が今のところ届出を受け取っている以上、安全なものとして認識しております。

以上です。

○11番（美濃良和） ということはどういうことよ。確認しているということで取ってええんか。

○議長（七良裕 光） 挙手してください。質問は挙手してください。

11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） いろいろ難しいことはいいんですよ。そのところのどっちであるかだけ言うてもらえたら結構です。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 数値的なことでの確認というのはこちらのほうでは行っておりません。ただ、現場で施工している事業者さん、業者さんとは何回か話をしておりまして、そこで載荷試験のこととかをお聞きしたんですけども、このめら池の下だから条件が悪いということは全然ないです。ほかのところでも紀美野町内設置してますけれども、数値的には変わらないということでお伺いしております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） あまりこのやり取りしたくないんですけども、要するに、あそこは風が強いところだというふうに言われてるんですよ。そのところで、吹き上げてくる風で巻き上げられたら大変だという心配をしてるんですけども、ほかの町内のところと比較されて、それがどんなところの部分と比較されているのか知りませんが、要は、あの地域の方々が安全・安心で暮らせるものであると。そういうことについて町は確認取れてると。それを聞いてるんですよ。それについて、イエスかノーかというのはなんですけれども、それをもう一度お願いしたいと思います。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 御質問にお答えさせていただきます。

世の中、100%安全だとか、100%危険だということはなかなか申し上げにくいのがもう本心でございます。どういう場所だから、岩の上に立てたものでも倒壊するときは倒壊しますし、関東ローム層みたいな火山灰の上でも、多くの住宅は何事もなく設置されております。ですので、あその場所だから特に危険だということは業者のほうはおっしゃってませんでした。問題はないとおっしゃってましたので、そういうことで認識しております。

以上です。

- 議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。
- 11番（美濃良和） 問題はないと言われたんですか。そこのところちょっと聞き取りにくかったんですけど。
- 議長（七良裕 光） 森谷住民課長。
- 住民課長（森谷克美） 町のほうでは技術基準をまず定めてないので、その基準というのがない以上、うちのほうでこれをクリアしてるから大丈夫、大丈夫じゃないということは申し上げられません。ただ、経済産業省のほうで定める使用前自己確認の届けはされておりますし、施工事業者さんも、ここだから特に不具合があるというようなことは申し上げておりませんでしたので、大丈夫であろうという認識しております。
- 以上です。
- 議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。
- 11番（美濃良和） それじゃあちゃんと確認せんままにできてしまったんですね。言うならば。こんなことでもしものことが起こったらどこが責任取るんですか。
- 議長（七良裕 光） 森谷住民課長。
- 住民課長（森谷克美） 御質問にお答えします。
- 先ほども申し上げましたが、国の技術基準には適合されているので、それをもって安全という判断はしております。何かあったときの責任は、当然事業者が、設置した事業者の問題でありますので、事業者がそのことに対応するものと認識しております。
- 以上です。
- 議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。
- 11番（美濃良和） 業者が取るということでございますけれども、きちんと取らせられるわけですね。こんな場合、よく言われるのが、業者がもうできてから施設を売却すると。そんなことも起こる可能性もあるわけで、その辺のところはどうなるんですか。町もまるっきり知らんよと言えるんですか。
- 議長（七良裕 光） 森谷住民課長。
- 住民課長（森谷克美） こういう発電設備が売買されるということは往々にして多々あることだと認識しております。地元との協議で、何かあったときの対応ということも事業者が定めておりますので、もちろん売買されることがあったとしても、それを引き継いでいただくということで認識しております。
- 以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 最後の部分ちょっと分からなかったんですけど、もう一度お願いします。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 申し訳ございません。

こういう施設、売買というのはよくある事例だということで認識しておりますので、地元と事業者が協議している内容については、売買後も引き継ぐような形で協議していただいているものとして認識しております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 地元というのはどこを指して言ってるんですか。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 神野市場地区で、主としてこちらのほうでお話しさせていただいているのは、市場4に影響があるということでお伺いしてますので、市場4地区の前区長さんと話はさせていただいております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） そうすると、市場4区ですよ。区民が知らなかったら、区長の責任になってくるんですか。それはちょっとあまりに気の毒過ぎませんか。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 御質問にお答えさせていただきます。

先ほど来、何かあったときの対応は事業者が対応していただくということでお話しさせていただいておりますので、決して市場の区長に責任をとるという話はしておりません。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） さっきから何遍も言うてるように、業者が施設を転売した場合、誰が責任取るんだということを聞いてるんですよ。それは、区長さんと施設を造っている企業ですか、事業者が取決めをしてるんだというような話だったんですよ。そうなってくると、そういうふうな施設を造った業者が転売して、言うてみたら責任がどこか違うところへ行ってもた場合に、きちんとその辺の責任を取らせるのかどうか。

その辺はどうなんですか。今の町条例で不足するような部分があるならば、町条例の変更も含めて、今、我々考えなあかんの違いますか。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 御質問にお答えさせていただきます。

先ほどもちょっと同じような答弁させていただいているんですけども、事業者と市場の区長との間に協議がなされていると。ああいう施設は何十年か使用する施設なんで、当然にして転売されていくことも考えられるということでもありますので、転売された後も、協定が継続されるよう、事業者と協議しているものとして認識しておりますので、転売されたとしても、転売後の事業者がその責務を引き継ぐことになるということで認識しております。

条例についてなんですけれども、もともと町のほうに条例がないところからスタートしております。ない頃ですと、それぞれ地区の区長さんに事業者さんが相談に行って、ほぼほぼ個人の権限でできる事業でもありましたので、町のほうもそのことに関して認識することなく、他法令等に抵触することがなければ、すぐ設置できるような土地であれば、すぐに設置されてしまっていたところを、町へ届け出ることによって、地区への周知ですとか、事前の協議ですとか、そういうことは順次届出されてますので、現在のところは目的を達成しているものとして認識しております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 業者がきちんと次の業者に対等に話し合いをして、責任を一筆で書いて渡すというふうなことができる関係だったらいいんですけども、業者によったら、倒産とかいろんな条件で、その向こうに、後の業者にその責任をきちんと明確に記して、文章でもって交わして、Aという業者がBという業者に施設を移行すると。そのBがきちんと、その区とか、その責任者ときちんとまたそういうふうな文書でもって約束をさせるというふうなことができずに移ってしまうことがあるわけですよ。そんなことも含めて考えてやっておかなきゃならんのではないですか。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 条例、規則におきまして、発電事業の管理者が変更になった場合は町へ届出ということは求めております。もちろんその届出するに当たっては、地区である地元のほうへの説明も条件づけておりますので、逐次届け出ることなく事業

者が変更になるということは、現在のところ想定しておりません。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） ちゃんと後の業者も含めて、この業者と区長さんなりなんの明確な責任を文書をもって交わすことができるわけですか。というふうにおっしゃったんですか。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 御質問にお答えさせていただきます。

地区と事業者のやり取りの仕方というのは、その地区と事業者によって様々だとは思いますが、それが必ずしも文書でそのやり取りしてるかどうかというところまではこちらでちょっと把握していないんですけれども、事業者が変更になるときには町へ届けること、町へ届けるに当たっては、地区に周知することということを条件づけておりますので、地区が知らない間に事業者が変わって、その条件がないがしろになったということは防げるのかなと認識しております。

以上です。

○11番（美濃良和） できるのかな。

○住民課長（森谷克美） できるものとして認識しております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） できるものですね。きちんと、A社からB社に移った場合でも、そのところはきちんと責任を交わせると。それを町はちゃんと責任を持ってやられるわけですか。単に勝手にやったんで、不十分やったよと、後で、あの人らえらい目に遭ったわ、町は知らんと、そんなことはなしですよ。大丈夫ですか。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 地区と事業者の間に関する定めというんですか、覚書なり、締結なり、協議なりというのは様々だと思っております。ただ、地区の方がその事業者が変わる前に、規則上、この届出の前の住民説明というものは条件づけておりますので、地区のほうで協議できないということはないものとして認識しております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和）　　ちょっと休憩をお願いします。

○議長（七良裕 光）　　しばらく休憩します。

休 憩

（午後 2時23分）

再 開

○議長（七良裕 光）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時29分）

11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和）　　先ほどから休憩も通して話をさせていただいたんですけども、よく分からんのですよね。結局、最初の段階で、工事の段階で絶対大丈夫というふうな形のところにおこななければ、その後どのように、転売のこともあるし、いろんな条件の中でA社からB社に、元の工事をやったA社から、次の業者に移っていく可能性もあると。その辺について、絶対、町民の安全・安心を確保するという点からいけないというふうになるかというふうに心配するんですけども、その辺についてはどうでしょうか。してないんですね、要するに。

○議長（七良裕 光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　御質問にお答えさせていただきます。

最初のほうで申し上げたんですけども、技術適合に関しては、見させていただいたところで我々ちょっと判断することができないぐらい、電気に関しましては複雑な部分がございます。経済産業省のほうに届けていただくことはありますので、そちらのほうで技術適合しているものであれば、設備としては今のところ問題ないものとして認識しております。

以上です。

○議長（七良裕 光）　　11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和）　　この問題について、やはり初めの段階できっちりした工事をさせると。そうでないと、地元の町民の皆さん方の安心・安全を守れないということにつながっていくというふうに思います。そういう点で、私は不十分であったということでございますので、このことについて、十分に検討して対応してもらいたいと思います。

○議長（七良裕 光） 答弁は要らんのですね。思いますやから。どうですか。答弁要りますか。

○11番（美濃良和） 欲しいけど、答弁できれば、できんでしょう。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほども申し上げたんですけれども、経済産業省の電気事業法の技術には適合しているものですので、確かなものとして認識しておりますということで答弁させていただいております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 以上で、美濃良和議員の質問を終了します。

続いて、1番、徳田拓嗣議員。

（1番 徳田拓嗣 登壇）

○1番（徳田拓嗣） ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

捨て猫・捨て犬についてです。

日本全国、和歌山県内において、捨て猫・捨て犬が多い中、現在、紀美野町はどのような方法で頑張っているのかをお尋ねいたします。

以上です。

（1番 徳田拓嗣 降壇）

○議長（七良裕 光） それでは、徳田拓嗣議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

森谷保健福祉課長。

（保健福祉課長 森谷善彦 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦） それでは、徳田議員の御質問、捨て猫・捨て犬についてお答えします。

捨て猫や捨て犬は、経済的な問題やしつけ不足、健康上の理由、繁殖や多頭飼育の破綻など、飼い主の身勝手な理由が原因とされています。

環境省は、保健所等が引き取る犬・猫の調査を毎年行っており、令和5年度の犬・猫の引取り数は、和歌山県では、犬が約300匹、猫が約800匹で、犬・猫ともに引取り数は年々減少傾向にあります。

これは、平成25年9月の動物愛護管理法の改正により、動物の飼い主は、その動物が命を終えるまで適切に飼育する責任があると明記され、殺処分につながる引取りを県は行わないため、引取り数の減少につながっていると考えられます。

しかしながら、捨てられた犬や猫が、やがて飼い主が分からない野良犬や野良猫となる場合があります、地域住民への被害を及ぼしています。

紀美野町では、令和3年度から現在まで、野良犬5件、野良猫9件による苦情、通報が寄せられています。内容としては、野良犬の徘徊、野良猫のふん尿被害が主なものとなっています。

これらの対応として、野良犬については、町民の方からの目撃情報を基に、海南保健所と協力して捕獲おりの設置、餌づけ等により捕獲作業に努めています。

野良猫については、無責任な餌やりによって繁殖力の強い猫は数多くのこどもを産み、かえって飼い主のいない不幸な猫を増やしてしまうことから、地域からの情報があれば、当該地域への周知や掲示を行い、注意を促しています。また、県では、野良猫を増やさない目的として、地域猫対策の活動を推奨しています。これは地域住民が主体となり、野良猫に不妊去勢手術を施すことで、飼い主のいない猫を増やさず、地域と共存しながら、その頭数とふん尿などの被害を減らそうとする活動です。

町といたしましては、引き続き県と協力し、飼い主への指導を行っていくとともに、捨て猫、捨て犬、また、野良猫、野良犬の対応を図ってまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

○議長（七良浴 光） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して、質問、答弁をしてください。

1番、徳田拓嗣議員。

○1番（徳田拓嗣） 明確な意見ありがとうございます。

まず、野良犬ですが、現在は野良犬は昔と比べて町にあまり見かけないので、随分減ったような気がします。野良犬を見かけた場合、猫と比べて捕まえるのが大変難しいかと思われませんが、この場合、どう対処したらよいのでしょうか。

○議長（七良浴 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 徳田議員の質問にお答えします。

野良犬を見た場合は、野犬の場合、かまれる可能性もありますので、そのときは近づ

かないようにしていただいて、町保健福祉課のほうに電話いただけたらと思います。すぐに、捕獲おりを持って地域に行かせてもらって、巡回ももちろんさせてもらいながら、野良犬の対策を取りたいと、捕獲のための対策を取りたいと考えております。

以上です。

○議長（七良浴 光） 1 番、徳田拓嗣議員。

○1 番（徳田拓嗣） この場合、捕獲された犬たちはどうなるのでしょうか。

○議長（七良浴 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 県のほうで捕獲した犬については、一定の期間、動物愛護センターなどの施設で保管されて、また、NPOの団体にも声をかけて、その犬が殺処分にならないような手だてをしているということを聞いております。

以上です。

○議長（七良浴 光） 1 番、徳田拓嗣議員。

○1 番（徳田拓嗣） この場合、病気だったり、足などに傷や障害になった犬は、この保護先ではどうなるのでしょうか。

○議長（七良浴 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） けがした犬については、一定の治療措置を県のほうでは施して、その後、NPOなどの愛護団体のほうで飼育が可能かどうかということも判断してもらいながら、後の野良犬の飼い主を探したりをしてくれているということで聞いております。でも、どうしようもない病気である場合については、一定の期間を保管して、殺処分ということも最終的にはあるということで聞いております。

以上です。

○議長（七良浴 光） 1 番、徳田拓嗣議員。

○1 番（徳田拓嗣） 答弁、ありがとうございます。

現在、紀美野町は、野良犬の数の調査と、どこの地区が捨てに来やすく、数が多い地区などを把握しているのでしょうか。

○議長（七良浴 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 野良犬については、通報はあるんですが、どこの地域が多いとか、そういうところは特にないと聞いております。通報箇所のところに向いて対応しているところです。

以上です。

○議長（七良裕 光） 1 番、徳田拓嗣議員。

○1 番（徳田拓嗣） 今後、捨てに来やすい地区や数が多い地区に定期的に調査する考えはありますか。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 野良犬に関しては、過去5年間で5件という数の少なさでございますので、調査をするということについては今のところ考えておりません。以上です。

○議長（七良裕 光） 1 番、徳田拓嗣議員。

○1 番（徳田拓嗣） 現在、飼い主が犬を安易に捨てる傾向があると、さっき課長が言われましたが、一番効果な方法はどのような方法がよいのでしょうか。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 町内で結構その犬の飼育に困っているということで相談があるのは、高齢化によって多頭飼育をしている方が、その犬を飼い切れない、かわいがって頭数を増やしているんですが、高齢化になってきてなかなかその面倒を見るのが難しいとか、病気になって、今後、飼育ができないという相談があったりはするんですけれども、そのような飼い主の相談に対しても、県の保健所と相談しながら、どのように数を減らしていったらいいのか。捨て犬にならないような対策について、飼育者とともに話をしていけたらなと考えております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 1 番、徳田拓嗣議員。

○1 番（徳田拓嗣） 仮に高齢者の方が独り暮らしで亡くなられたとしますね。そしたら、その場合の犬はどうなるのでしょうか。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 高齢になって犬を飼えないとなった場合は、県の海南保健所のほうで、その犬の引取りをすることになります。そこで、NPOの犬の愛護団体のほうが、先ほど言わせてもらったように、飼い主がいないかというようなことで、できるだけ殺処分にならないように飼い主を探して、その犬を飼育してもらえような環境を整えているということで聞いております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 1 番、徳田拓嗣議員。

○1番（徳田拓嗣） 続いて、野良猫ですが、犬と同じで病気だったり、足などに傷や障害のあった猫は、保護先でも犬と同じになるのでしょうか。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 猫についても、徳田議員おっしゃられるとおり、同じような措置になるかと考えております。

○議長（七良裕 光） 1番、徳田拓嗣議員。

○1番（徳田拓嗣） 猫は野良猫が多いみたいなんですけども、現在、紀美野町は、野良猫の数の調査と、どこの地区が捨てに来やすく数が多い地区などを把握しているのでしょうか。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 野良猫に関しては、ここ最近、苦情の電話、地域猫の飼い方について相談がよく来ます。下佐々地区、それから、神野市場地区については、最近そのような相談が多い状況です。

以上です。

○議長（七良裕 光） 1番、徳田拓嗣議員。

○1番（徳田拓嗣） 今後、捨てに来やすい地区や数の多い地区に定期的に何匹いてるか、どこに大体これぐらいいてるかというのを調査する考えはありますか。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 野良猫の調査というのは、猫に関しては、1年間に数回産んで、1回に五、六匹産むという状況の中なので、その数を調査することはいいのかというと、数が年々増えていくことになりますので、まずは、地域で猫が増えているという状況については、餌やりをする方が、結構、かわいそうだと、一時的なかわいそうという気持ちで餌やりをする方がいらっしゃいますので、その地域については、むやみに餌をやらないうでいただきたいとか、そういうようなことで地域へのチラシであるとか、掲示板を、ポスターを貼るとか、そのような対策を現在講じているところですので、調査自体については、実施することによる効果というのは、今のところ町のほうでは考えておりません。

以上です。

○議長（七良裕 光） 1番、徳田拓嗣議員。

○1番（徳田拓嗣） さっき課長がおっしゃられたみたいに、猫は1年間に2回か

ら3回妊娠し、1回に4匹から8匹出産するそうです。年3回の出産で4匹ずつ産み、半数が雌とすると、1年後には2匹が38匹になると言われています。これについてどう思われるでしょうか。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 徳田議員おっしゃるとおり、繁殖力が強いのが猫の場合、現状ですので、その数を増やさないために、去勢手術をして、殺処分というのは現代ではなかなか法律上難しいですので、地域でできるだけ幸せに暮らしていただくために去勢手術をしていただいて、地域で飼っていただくというような対策を町のほうでも推奨しているところですので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（七良裕 光） 1番、徳田拓嗣議員。

○1番（徳田拓嗣） 保護された子猫などの里親探しを町でやっていただけたらありがたいとの声もあるのですが、どうでしょうか。かわいい子猫などはきつともらってくれる方もいると思うので、どうでしょうか。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 里親については、先ほど言わせてもらったとおり、NPOの愛護団体のほうがそういうような活動をされておりますので、海南保健所を通じて、そういう里親探しについて支援していただけたらと考えております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 1番、徳田拓嗣議員。

○1番（徳田拓嗣） インスタやフェイスブックを使って、町にこういう猫がありますというような里親というのも一つの手かと思うんですけども、それについてはどうでしょうか。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 町のほうである一定期間、その猫を保管して、SNSで発信して、回答が来るまでの時間というのは、なかなか町のほうでは管理というのはできない状況ですので、その辺り、海南保健所を通じて今のルートで、愛護団体であるとか、そういう里親の団体につながるような、子猫の場合は、ミルクボランティアとかも実際にいらっしゃいますので、そのようなこどもの世話を特化したような団体に飼育してもらい、支援してもらいというのが一番得策ではないかなと考えております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 1 番、徳田拓嗣議員。

○1 番（徳田拓嗣） 一時町で保管しなくても、拾った方が写真を上げて、それで、一時そこで置いといて、何ていうのかな、この子ありますとかあってということもこれから検討していただけないでしょうか。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 地域猫として地域が管理して、SNSで発信して、その猫がそのような支援者につながることにについてはいいことだとは思いますが、町のほうでそれを支援というのは、今のところ考えてはないんですが、そんなんをやっている団体についてはちょっと研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（七良裕 光） 1 番、徳田拓嗣議員。

○1 番（徳田拓嗣） ありがとうございます。

今後、地区の要望によって、さっき課長がおっしゃられた、ポスターや看板などで抑止力のために、捨てに来やすい場所や要望地区にでも設置してはどうでしょうか。特に、警告板とか設置すると、捨てる人が良心に振り返ってやめてしまう傾向があるみたいで、比較的減ったという声もあります。

これが一つの、借りてきたんですが、こういうのを設置されて、警告みたいなのをしてはどうでしょうか。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 徳田議員の御提案のある効果的な掲示の仕方については、町としてももっと研究して、捨て猫・捨て犬にならないように研究してまいりたいと考えております。

○議長（七良裕 光） 1 番、徳田拓嗣議員。

○1 番（徳田拓嗣） 続きまして、近所トラブルですが、日本全国、和歌山県内においても、捨て猫・捨て犬の問題で近所トラブルが大変多いそうです。我が町の紀美野町の課題は何か。また、大きな近所トラブルはおありでしょうか。それから、近所のトラブル対策において何が必要かをお尋ねいたします。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 野良猫・野良犬に関しての近所トラブルとなると、

ふん尿の被害が特に多いのかなと思います。その辺りについて、また、敷地内でこどもを産んでるとか、そういう話もちよっと聞きますので、そういうような近隣住民の負担というか苦情にならないように、町も相談については対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（七良裕 光） 1 番、徳田拓嗣議員。

○1 番（徳田拓嗣） さっき課長がおっしゃられた地域猫とはどういうことでしょうか。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 地域猫とは、地域住民がグループを組んで、その地域でいてる野良猫と一緒に飼育していきましようよということなんですけども、飼育してくれたら、去勢の手術代については県が全額補助します。ただ、去勢手術をした後もそのこどもが生きていけるように、地域で一定決められた時間に餌やりをしたり、水やりをして、その猫を育ててくださいねというような取組でございます。

○議長（七良裕 光） 1 番、徳田拓嗣議員。

○1 番（徳田拓嗣） TNRとあります。Tとはトラップ、野良猫を、おりを仕掛けて捕まえることを言います。Nはニューター、動物病院で不妊去勢手術、耳カット、ほいて、手術済みの猫は耳先に少しVの字にカットするそうです。桜の花びらのように見えるので、桜耳、桜カットとも言われているみたいです。この手術のときに、雄は右耳、雌は左耳にカットを入れるそうです。これで野良猫が地域猫と呼ばれるようになるそうです。リターンと言って、これはそこにいた場所に、元にしたところに放すそうです。飼い猫の場合の寿命は10年から15年以上と言われますが、野良猫の寿命は、車にひかれたり、病気になって、3年から5年と言われており、これで地域で繁殖する野良猫の増えるのを抑えるそうです。

この地域猫に関して、学校の教育において、猫や犬の命の大切な授業や、犬・猫を飼う責任についての授業はどのような内容であるでしょうか。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 地域猫に関しては、徳田議員おっしゃられるとおり、不妊手術をやって、桜カットと言うんですか、耳にカットして、地域に放してもらって、地域の住民たちがグループを組みながら、餌やりとか、し尿処理をしたりというような取組でございます。

学校のほうでの命の大切さをということで、地域猫のような猫の教育というのは、現在のところ行ってはおりませんが、違う場面での命の大切さというところは、学校現場のほうでされているかと考えております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 1 番、徳田拓嗣議員。

○1 番（徳田拓嗣） 地域猫対策計画認定証をお持ちの方は、この紀美野町で何人おられるのでしょうか。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） すみません、ちょっと今、数については把握はしてないんですけど、二、三か所はあったと思います。私が知る限りについては。

以上です。

○議長（七良裕 光） 1 番、徳田拓嗣議員。

○1 番（徳田拓嗣） 先ほども申しましたが、猫の好きな方と嫌いな方との人間の間に溝が生まれる傾向があるみたいです。幾ら地域猫と言っても、ふんやおしっこをしたり、鳴いたり、騒いだりして、嫌いな人はかなり理解が難しいと言われております。

そこで、行政の方や職員さんなどが地域猫の周知と理解を促すために、今より以上に広報やポスターの掲載、また、フェイスブックやインスタの活用、今まで以上にボランティアの協力を募集し、場合によっては説明会も開いてはどうでしょうか。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 確かに、徳田議員おっしゃられるとおり、地域猫を町・県も推奨しているところなんですけど、地域によっては、地域で猫を飼うことについて反対される住民の方ももちろんいらっしゃいます。協力してくれる方もいらっしゃいますが、そのような地域での理解を進めるために、町としても、そのような地域猫についての情報発信をもっともっと積極的にしていきたいと考えております。

また、地域で猫がいてるんですけども、なかなか協力者がいない場合については、町のほうに電話していただいて、協力者を、町、それから県のほうで当たって、協力体制を地域の方をお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 1 番、徳田拓嗣議員。

○1 番（徳田拓嗣） ありがとうございます。

続いて、地域猫認定の地区では、捕獲するおりが不足している声があります。海南保健所からは一つしかお借りできていないという状況であります。各地区の要望で何個かおりを町で提供できないか。数が多い分だけおりがあつたら、地区の住民との協力で野良猫を手術させることができ、減らせるかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 地域猫の捕獲のためのおりというのは、海南保健所では一つという話も今聞かせてもらったんですけど、おりの不足というのは今のところ、町にも1個持ってるんですけども、数が足らなくてその対応ができないというところには至ってないと考えておりますので、そういうような捕獲おりの話もあれば、まずは町のほうに御相談いただけたらと考えております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 1番、徳田拓嗣議員。

○1番（徳田拓嗣） そしたら、今、町に一つあるのは、要望があればお借りできるんでしょうかね。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） もちろん相談あれば、地域へお渡しさせていただきます。

以上です。

○議長（七良裕 光） 1番、徳田拓嗣議員。

○1番（徳田拓嗣） それから、猫を手術するのに、病院まで車で移動するのに、ノミなどが付着しているため、マイカーではなかなか不潔との声があります。つまり、ノミやばい菌が車内に入り込んで、座席などが汚れることです。その気持ちは十分に分かります。先日、ある地域猫認定員さんが、避妊手術を動物病院に連れていったところ、マダニが多くあったと先生に言われたそうです。これにかまれるとかゆみや腫れ、感染症のリスクも高まり、慢性疾患の発症や免疫反応の不調にもつながります。

和歌山県内において、避妊手術の県内で指定された動物病院は、今年の6月10日現在で約30か所近くあります。県が指定した紀美野町から近隣の動物病院では、海南保健所管内において、海南市黒江地区と海南市重根地区の2か所、岩出保健所管内においては、紀の川市貴志川町では2か所ありますが、やはりどれもが片道30分から40分はかかります。猫を病院まで移送する手段としての軽トラや専用の車を町から借りれる

とありがたいとの意見があるのですが、どうでしょうか。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 確かに去勢手術をする病院というのは町内にはありませんので、海南市まで約30分ぐらいかかります。移動手段については、今まで、ダンボールであるとかそういうところに入れていただいて運んでいただいたところですが、できるだけ町としても、地域猫に関しては地域でお願いしたいというところなんですが、その辺りについてもちょっと検討させていただきます。トラックで運ばなければならぬぐらいのダニという部分については、町としてもちょっと心配するところですので、ちょっと検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 1番、徳田拓嗣議員。

○1番（徳田拓嗣） それから、和歌山市内や橋本市内では、毎月定期的に猫の譲渡会を開いているそうです。この紀美野町でも、近い将来において町を挙げての譲渡会を開催してはどうでしょうか。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 野良猫の譲渡会については、町内ではなかなかしたことはないんですけども、その辺りも愛護団体がそのようにやってる活動の一つだと考えているんですけども、その辺りの団体がそのような要望があれば、町としても支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 1番、徳田拓嗣議員。

○1番（徳田拓嗣） それから、地域猫の対策計画認定証を取得するのにとても手間や審査がかかるので、もう少し簡単に早急な方法で取得することができないかという意見があります。もちろん審査は大変に重要ですが、どうでしょうか。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 地域猫の審査については時間がかかるということなんですが、その部分については県へ働きかけをして、短縮になるよう働きかけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 1番、徳田拓嗣議員。

○1番（徳田拓嗣） 最後なんですけれども、地域猫の活動は、住民と行政が一体となって少しずつ猫を減らすということは、先の長い話で地道な作業だと実感いたします。しかし、確実に子猫が少なくなったとか、以前よりかは減ったと言われますが、町外からまた捨てに来る人が来ればまた猫が増えます。本当に終わりのない日々の作業となります。地域猫認定員さんが1人や2人ぐらいで活動されて、夜も寝ないでおりに捕まえるのを奮闘しております。動物病院にも連れていくにも車で、自費でガソリンをたいて走っております。また、地域猫は始まったばかりですが、近い将来、紀美野町も町を挙げて人間と猫が共存しやすい町となることを望みます。

最後に、小川町長の意見をよろしく申し上げます。

○議長（七良裕 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 先ほど来からいろいろ御意見いただいて、保健福祉課長もお答えもずっとしてきました。新たな取組になる可能性もありますので、そこらは十分検討して対応していきたい。このように思っております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 以上で、徳田拓嗣議員の質問を終了いたします。

しばらく休憩します。

休 憩

（午後 3時07分）

再 開

○議長（七良裕 光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時20分）

続いて、6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） それでは、一般質問を始めます。

大きくは2点ですけれども、細分してますので、太陽光については2点、それから、スポーツ公園については5点です。

まず、太陽光についてお伺いをいたします。

使用前自己確認については、再三再四ここで取り上げてるので、もう今さら確認する必要もないんですけれども、もう一度、最後確認しておきたいと思えます。

使用前自己確認の書類というのは、50キロワット以下ですから、提出義務はないわけですけども、保存義務があるというのは分かってらっしゃるのでしょうか。それを確認したいと思います。

それから、資料を渡してますので、ちょっと順番だけ、先にCから始まりまして、C、A、B、それから、町長さんのビラということになります。

まず、今言ったように、資料で言いますと、Cのところこういう表記があります。

7月9日、下から9行目くらいですか、設備としては問題なく、7事業所とも発電していくと、この問題なくというのを、こういうことを経産局が言ったのでしょうか。

それから、その下の認定に係る申請条件は、6事業において全て満たしていると書かれておりますので、これもそういうことを言ったのでしょうか。

それから、その裏面で、第三者という表現がありますので、紀美野町が第三者と本当にお思いなのでしょうか。

その3点をお伺いしたいと思います。この書類では3点ですけども、最初に確認があるので4点ですね。

次に、その次の2枚目のメール詳細というのをいただきましたけれども、ここには、経産省がどうのこうの、ここにいる課長さんがおっしゃるような、7事業所とも問題なくとか、申請において全て満たしているという文言がないわけですよ。ないわけであるのに、課長さんはそういうことをおっしゃっているのです、それはどういうことなのかお伺いします。本当に経産省がそういうことを言ったのでしょうか。確認をしたいと思います。

それから、スポーツ公園ですけども、土地の地盤調査の結果が出されております。これは、太陽工業から出されている地質調査ですけども、これについて、まずお伺いしたいと思います。

見てもらったAですけども、Aの1枚目、調査の目的と書かれてますけれども、土性を調べて基礎の設計並びに施工方法の決定のための参考資料と書かれています。これはどういうことなんでしょう。

それから、資料では4ページになるんですか、ボーリング調査は、ボーリングは、指示された地点においてと書かれています。誰が指示したんでしょう。お伺いいたします。

それから、これは私渡してないですから、あんまりしょうもないので、これの9ページにこない書いてあります。調査地は、貴志川左岸側にありと書かれていますので

ども、調査地は貴志川左岸側なんですか。それを確認したいと思います。しょうもない話ですけどね。ここに書いてるんで。

それを聞いてからにします。

それから、契約書の実施についてです。

課長さんは、私とやり取りしまして、契約書、契約事項、これでKIMINO STUDIESの契約を1条3項で実施させるというのは、それで全体を完成させ、実施させとあるんですけども、ここの実施させ、それから、7条のコンソーシアム構成員以外の業務実施の禁止、この中に出てくる実施について、これは業務委託の実施であって、施工とは関係ない、そういうふうにおっしゃった。私は建設業法を、その後、調べまして、実施について、どういうことを建設業法は言っているかというのを調べました。そしたら、建設業法では、業務の実施、単純な業務の実施もたくさんあるんですけども、それは抜くとしたら三つしかないんですね。実施について書いてあるのは。それはどこに書いてあるかといったら、25条の27。それから、ちょっと資料が出てきませんので、3点、三つ出てくるんです。しかし、それは全て実施については、単に業務を実施するんじゃなく、施工に関しても全てひっくるめて、建設に関して実施するということになってるんです。だから、課長さんの言う実施とは、建設業法で言う実施とは大分違うということ、私、主張したいんです。それはどういうことでしょうか。

それから、基本構想の申込みについて。これは資料はBですね。Bを見てもらったら、基本構想は2枚目ですね。2枚目のBの様式第2号。ここに売上高が5,000万と書かれてあるんです。ところが、このSALTの決算書を見ますと、全部で4,000万ないですよ。3,800万、3,900万です。なぜ5,000万と書いてあるのに、これが問題にならずに通ってるんでしょう。その前に誓約書出てますからね。この私の回答については、偽りありませんと、真実ですと。そういうことを誓約しているわけですね。しかし、こないして5,000万円と書いてあると。本来だったら私、これは失格だと思うんですけども、失格にならないで選定されてますからね。こういうことがなぜ問題にならなかったのか。お伺いしたいと思います。

それから、選定委員の結果についてお伺いしたいと思います。

ちょっと順番がごっちゃになるかも分かりませんが、スポーツ公園収支予算書というのが、ごめんなさい、最初から行きましょうか。Bの1面から行きましょう。

Bの1面では、ちょっと細かくて、またコピーなので見にくいんですけども、2番

のところで、施設整備に関する事項のところ、下から3行目に、建設等を行う協力企業は紀美野町内業者であるかという問いに、これは加点項目と書いてますよね。25点満点中、SALTは25点、こうなってます。満点ですよ。なぜこういうことになっているのか。お伺いしたいと思います。

それから、任意提案の自主事業に関する事項というところを見てもらって、下から2行目です。事業者の自主事業に係る収益的施設（費用は事業者負担）を整備する提案がされているか。加点項目。これも25点満点中25点ですよ。これについてもお伺いします。

それから、今さっき言ったスポーツ公園の収支予算ですけれども、ここで、様式6-1は、私、8年、9年は計算してないんですけども、10年以降の1,431万4,464円、これを計算しました。そしたら、500万円もならないんですよ。消費税が500万にもならない。だから、倍以上の額がここに計上されている。700万円以上オーバーに見積もって、それで審査を通ってる。本当だったら700万、このこはもうけてるわけですよ。余計に。そやのに審査通ってるというのは、これどういうことでしょう。

それから、今の点数、審査員の点数、3枚目、Bの資料の3枚目、ここで不思議なことが起こってます。選定委員の採点表結果を見ますと、施設整備に関する事項で、Aさん、Bさん、Cさん、各審査員が139点、同じ点数なんですよ。こんなことはあり得ない。私、確率計算したら、ゼロ%以下です。0.000何%。ほやから、こういうことは偶然でもあり得ない。何らかの力が働いたか、前もって相談があったか、もっと簡便な点数のつけ方だったか。何か理由があるはずですよ。それを説明してください。

それから、その下もそうです。町指定自主事業に関する事項、全て40点。さっきの3人のはね。これも偶然ですか。

その下も、任意提案の自主事業に関する事項、10点。これも偶然ですか。

お三方が、三つの項目で同じ点数を出すなんていうのは考えられないんです。さっき言った0.000何%よりまだすごいですかね、確率からで言うと。これはもう明らかに何かがあった。何かがあったか教えてください。

それから、最後です。町長さんが選挙でビラを、選管の1号ビラを配りました。私、裏面、表は結構です。裏面、これはやっぱりおかしい。町民に誤解を与えるような内容になっていると私は思います。この下のところですけども、設計、建設、管理を一体

的に行うことができる、DBOでやったと言うんですね。プロポーザルで募集した。これも結構です。これは結構ですが、その下の説明が私気に入らん。プロポーザル方式の説明してますけれども、その後、海南市のノビノスやサクアスも採用しています。明らかにそうです。サクアスもノビノスもこの計画段階でプロポーザルをやってます。しかし、設計と施工は違うんですね。業者が違います。一般競争入札してる。サクアスは三友、ノビノスは浅川組ですから、設計も違います。一般競争入札してるのに、これは採用してますということで、さも同じような形でやってますよという書き方になってる。これは、私、町民に大きな誤解を与えると思う。紀美野町は随意契約ですからね。全て随意契約でやって、1者でやって、1者で計画を立てて、コンソーシアムだったり、共同企業体だったりしてますけれども、その中に入っているのは一緒ですからね。尾形さんですから、中心になってるのは。尾形さんがやって、そして、14億を決めて、14億で落札している。随意契約でこういうことに進んでるわけですから。これは大きな問題だと思います。

以上です。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長(七良浴 光) それでは、埴谷高夫議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

森谷住民課長。

(住民課長 森谷克美 登壇)

○住民課長(森谷克美) それでは、私からは、埴谷議員の一番目の質問、樫河池太陽光発電設備についてに対してお答えさせていただきます。

まず1点目の質問、使用前自己確認に必要な書類等の確認と、町は第三者か、法令遵守と責務を問うについてです。

現在、小規模事業用電気工作物を使用開始する前に、経済産業省に自己確認結果を届けることが義務化されております。これは、再生可能エネルギー発電設備の急速な増加に対し、安全確保に対する社会的要請が高まったため、国において届出を義務づけているものであります。

当然のことではありますが、事業者は義務化された事項について遵守し、履行する義務があります。この届出に関しては、経済産業省の所管部局が確認することであり、以前の答弁でも申し上げましたが、町が一つ一つの書類を具備しているかどうかまでにつ

いては把握しておりません。太陽光発電設備の設置に限らず、法令遵守は事業者の責務であると考えております。

もう一つの質問、経済産業省は、技術的にも同太陽光を問題なしと認識しているとの認識かを問うについてです。

設置された太陽光発電設備につきましては、認可されたものについては運転が実施されているものと認識しております。技術的な適合についても、国において把握すべきものと考えておりますので、その内容については、町では把握しておりません。

今後につきましても、国との間において連絡体制を維持し、生活環境の安全確保に努めてまいりたいと考えます。

以上、簡単ではございますが、樫河池太陽光発電設備についてに対する答弁とさせていただきます。

(住民課長 森谷克美 降壇)

○議長（七良裕 光） 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長（東浦功三） 私のほうからは、埴谷議員御質問のスポーツ公園のことについて、1番目から4番目までの御質問にお答えしたいと思います。あらかじめ通告の補足でいただいていた事項に加えて幾つかございましたので、もし答弁漏れがございましたら言ってください。

まず1点目です。地質調査報告書が太陽工業株式会社から提出されているが、その内容を問うということで何点かいただいております。

まず、資料のAの1.1、調査目的のところ、土性を調べて基礎の設計並びに施工法決定のための参考資料を得る目的で実施されたものの参考資料の意味はということだったと思います。

太陽工業が、このボーリングによって採取されたボーリングデータを解析、確認、検討して、構造計算に使用するための資料として使うというためにこの調査を行ったということでございます。

それから、同じく資料Aのページ4、指示された地点において、これは誰が指示したかという御質問だったと思います。

この調査報告書にも、柱状図のところにも記載をしておるんですが、これは、コンソーシアム、SPCから発注を受けたコンソーシアムの太陽工業が、その協力会社であ

る吉村設計、吉村建築設計という会社が協力会社でございます。また、リークス開発についても協力企業でございます。リークス開発は、実際に掘ったり、ボーリング調査をする作業を行った会社でございます。吉村設計はどこを掘るべきかや、どこまで掘るべきか、掘り方など指示・検討をしている会社です。太陽工業との協議の中で、吉村設計が掘る場所を選定しておるということでございます。

○教育次長（東浦功三） 埴谷議員、一つ目の質問は今のでよかったですか。

○6番（埴谷高夫） 貴志川左岸。

○教育次長（東浦功三） 申し訳ございません。報告書の中の貴志川左岸というところまでは、私がちょっと見ておりませんでした。貴志川右岸になるのかな、場所はあそこでございます。

それから、質問二つ目です。

実施という文言の解釈ですが、埴谷議員がおっしゃられるように、実施には施工も含むと私も考えております。以前からお答えしているとおり、受任者であるKIMINO STUDIESがコンソーシアムに実施をさせるという解釈です。もちろん、施工につきましても、KIMINO STUDIESがコンソーシアム構成企業に実施をさせるということになります。これは、KIMINO STUDIESとも確認し、合意をした契約でございます。

それから、3点目、基本構想参加申込書類について、またそれを受けての審査についてを問うというところでございます。

まず1点目、資料Bのページでいう1、売上高についてですが、この会社概要調書に記載されている売上高は、プロポーザルを実施した令和5年度の見込みを記載したということでございます。ですので、当該年度の見込額ということですよ。

それと、資料Bの中で、2番の施設整備に関する事項で、建設等を行う協力企業は紀美野町内業者であるか。ここは加点項目の部分になります。この中では、提案書自体には、運営面においての町内の店舗にも参加してもらおうという提案が記載されてございました。ただ、施設整備面においても、このプロポーザルのヒアリング時に選定委員から、事業者は町内業者を使用する意思を確認されて、使用するとの回答でございましたので、その意思を確認しています。また、これは議事録にも記載されています。この部分につきましては、そういう意思を確認できたら加点5点となっておりますので、それが5人おるので25点になったと認識しております。

それから、この資料の下の部分、5番の任意提案の自主事業に関する事項ですが、事業者の自主事業に係る収益施設を整備する提案がされているかというところでございますが、これについても加点項目になっています。提案の中では、スポーツ施設であるがゆえに利用者がその場でスポーツするための消耗品類を購入できるような、そういった店を自主事業で開設したい、するという提案でございましたので、ここについても整備する提案がされているかという加点項目でございますので、あつたら5点の加点ということで、5人おりますので25点です。

それから、スポーツ公園収支予算書、これにつきましては、プロポーザルの提案のときに収支予算書をつけてもらっています。この中で、租税公課費についても、この収支予算書自体について選定委員のほうから、数字については、少し甘い部分があるという指摘はございました。

それから、一つ前のページの採点集計表についてですが、これにつきましては、5人の審査員さんがつけた結果でございますので、それを私らは集計をさせていただきました。その結果でございますので何とも言いかねます。

以上で答弁といたしたいんですが、抜けてはないですか。

これで答弁とさせていただきます。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長（七良浴 光） 小川町長。

(町長 小川裕康 登壇)

○町長（小川裕康） それでは、5点目の町長選挙ビラの誤解を誘う表記についてという、その質問に私からお答えをいたします。

埴谷議員がおっしゃられているビラは、私がさきの町長選挙時において、公職選挙法第142条第1項第7号及び紀美野町議会議員及び紀美野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第6条から第8条の規定に基づいた選挙運動用ビラでございます。

議員先ほど見せていただいたように、そのビラには、現在取り組んでいるスポーツ公園リニューアル事業についても紹介をさせていただきました。紙面では、完成後のスポーツ公園の概要及び事業の進め方として、設計、建設、管理運営を一体的に行うことができる事業者をプロポーザル方式で募集したことを記載しました。プロポーザル方式というのは、町民の皆さんになじみが薄いと思われるため、その説明を追記したものであ

ります。

プロポーザル方式とは、アイデアや創造力、技術力、価格などを総合的に判断して事業者を決定する方式であることを解説し、町民の皆さんもよく知っている海南市のノビノスやサクアスでも採用されていることを説明したものであります。なので、議員が言われる誤解を招くような記載になっているとは思っておりません。これを見た人から、大変分かりやすい説明であったという声もいただいております。

以上、答弁といたします。

(町長 小川裕康 降壇)

○議長（七良裕 光） しばらく休憩いたします。

休 憩

(午後 3時52分)

再 開

○議長（七良裕 光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時52分)

以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して、質問、答弁をしてください。

6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 使用前自己確認ですけれども、それは提出義務がないのは分かります。国の所管だからというのは分かります。ところが、業者に保存義務があるというのは、それはもう前に確認しましたよね。それをもう一回答えてもらえますか。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 埴谷議員の御質問にお答えします。

行政の確認義務ですか。行政の保存。2023年3月から、電気事業法において、小規模事業用電気工作物の制度の中で、太陽光発電10キロワット以上、風力発電20キロワット以上において、基礎情報届出制度と、使用前自己確認制度というものが義務づけられております。その中で、いろいろな書類を自分で確認して、経済産業省のほうへ届出をするということになっております。もちろん、確認した書類につきましては、経済産業省から立入検査が行われることもありますので、事業者のほうにおいて保管することとなっております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 保存、保管というのは、法令上の義務なんですよ。それは確認できますか。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

技術適合しているかどうかを証明するのは、事業者の務めになりますので、その証明するための資料というのは、事業者のほうにおいて保管されるべきものになると認識しております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） そしたら、以前、私聞いたときに、あなたこうおっしゃったんですよ。確認したけれども、業者は作ってない。作ってないから出せません。こういうことをおっしゃったんですけれども、今の瞬間、今もその考えは変わりませんか。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 御質問にお答えさせていただきます。

当時、変更する都度図面は徴収しないのかというような御質問をいただいたので、その当時、最終的に竣工図面が作成されるのであれば、それを確認させていただきたいと存じますということで答弁させていただきました。結局、最終的に竣工図面、竣工図面というのは全てが完成した形状のものを記載した図面になるんですけど、そういうものは作成していないということで、その当時、話はいただいています。また、町に対する提出義務はないので、そもそも提出しませんということでお話のほうを事業者さんからいただいております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） そしたら、完成図書は作ってないというのは認めるんですよ。もう一回確認です。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 竣工図面は作成されていないということは認めております。事業者が。ただ、経済産業省がどのようなものを求めているかというのは、こちら

のほうでも把握してないので、届出に添付しなければいけない書類としましては、発電所の概要を明示した地形図、主要設備の配置の状況を示した平面図及び断面図、発電方法に関する説明書ということになっていきますので、この中に竣工図面というものはないということで認識しております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） あなたは、竣工図面は作成してない、完成図書は作成してないということを知ってて、それで今そんなのうのうとしているわけですか。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 御質問にお答えさせていただきます。

決してそういうわけではなくて、その当時は事業執行中でありましたので、完成図面が作成されるものなら作成されるものという思いでおりました。結果的にはそういうものではないということで最終的に確認させていただいた次第です。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） あなたね、地方公務員として法令遵守義務があるわけでしょう。業者が作成してないということを知ったら、それをそのまま私たち住民に伝えるのではなく、この間の委員会であなたそう言ったんですよ。以前の竣工途中の話じゃないですよ。そのときにあなたはそういうことを言ったので、業者は作ってませんと、作ってないので出すことはできません。これは町長さんも同じことをおっしゃった。私そう記憶してます。間違っていたら言ってください。

ですから、あなたは地方公務員として法令遵守義務があるのに、相手の業者が電気事業法の違反を犯してると、そういうのを分かっているながらあなたは見過ごしているわけです。そういうことでいいですか。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 御質問にお答えさせていただきます。

事業者が決して法令遵守してないとは認識しておりません。あくまで経済産業省に対して、使用前自己確認の届出をなされて運転しているものと認識しておりますので、法令は遵守されているものと認識しております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 私、そんなこと言ってないわして。保存義務の話してんねんで。保存せなあかんと、書類をね。完成図書にも保存義務があるわけでしょう。保管義務があるわけでしょう。最低でも5年、その事業が終わるまで保存義務があると書いてあるわけでしょうか。それを作ってないというわけでしょう、業者は。作ってないからあんなたちは出せないと言ったんですよ。それを認めないの。前言った前言を撤回するわけ。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 御質問にお答えさせていただきます。

冒頭のほうでも申し上げさせていただいたんですけれども、冒頭じゃないか、途中ですかね、質問に対する回答でさせていただいたんですけれども、竣工図面を作成していないということは、私のほうでも確認させていただいて、報告もさせていただいております。その当時は竣工図面を作成していないということでお話をいただいております。ただ、作成されている図面が竣工図面じゃなくてどういったものを作成しているかというのは、こちらでは把握しておりませんので、あくまで届出に必要な書類が作成されているものであれば、それで結構ですという認識であります。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） あんた、ごまかすなや、あんまりよ。私が言ってるのはそんなこと言ってるか。完成図書、例えば、設計図や強度計算書も入りますよ。その試験結果も入りますよ。そういうのもろもろ保管義務があると、業者に保管義務があるわけですよ。ということは、作ってなかったらあかんわけです。それを作ってないわけでしょう。作ってないというのはあなた確認したと言ったじゃないですか。ごまかすなよ。そんなこと言ってないんやったら言っていないと言ってくれたらいいよ。私そんなこと過去に一度も言ったことございませんというんやったらそう言ってください。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 答弁で何度も申し上げますけど、竣工図面を作成していないということの確認はさせていただいております。使用前自己確認について、竣工図面でなければならぬという定めはないという認識でもありますので。

○6番（埴谷高夫） 完成図書は竣工図面やないか。何を言ってるんや。

○住民課長（森谷克美） 使用前自己確認の項目の中には、支持物や構造物に関するもの、太陽光発電の場合は、設計荷重の確認、支持物・構造物の確認、材強度の確認、使用材料の確認、接合部構造の確認、基礎及びアンカー強度の確認、土砂の流出及び崩壊の防止に関する確認等が追加されておりますので、それを確認できる書類の保管というのが義務づけられているものと認識しております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 使用前自己確認の中に完成図書入ってないんですか。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 御質問にお答えさせていただきます。

完成図書となるのと竣工図面というのはそもそも違うものであると認識しています。完成図書というのは、完成した部材のそれぞれ集めたものであったり、工事の完成写真とか、そういうものも含まれてると思っております。竣工図面というのは、あくまで現地と全く同じものを表示した図面ということになりますので、それが違う図面で表示されているのであれば、それはそれで問題ないという認識でおります。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） あのね、あんたとこの話ししてたらもう時間経ってしゃあないんやけども、完成図書の中には設計図面も入ってるわけでしょう。設計図面は途中の図面、これあったって仕方ないでしょうが。それであんたが何遍も、完成したら図面もらいますと。竣工図面と言うんですと私にあんた説明したじゃないですか。完成したら竣工図面をもらうので、それでそれを出しますと言って、それで議論してきたんですよ。そしたらあなた途中で、業者は竣工図面を作ってないと、施工図面しかないですよというんで、そういうことを発言したからね、今こんな話になってるんですよ。あんた話すり替えたらかんよ。そんな話だったですか。私が今言ったような順番で話が進んできて今日になってるわけですよ。違うんですか。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 確かに以前から、変更図面が変更あるごとに提出を求めなさいというふうなお話をいただいたので、変更の都度図面をいただいても、こちらでは用途というのは特にございませんので、最終的な竣工図面が作成されるのであれば、

そのとき確認させていただきますということでお話しさせていただきました。最終、現場が完成したときに、建築基準法の建築物でもないのに、竣工図面というものは作成しませんということで確認させていただいた次第です。時系列上、どうしても当初の段階ではそういうところは見えてませんでしたので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 誰も理解できない。あんたの言ってることはごまかしや。私、地公法違反やと思います。あなたの態度はね。そういうことで法令遵守義務を守らないと私は思っています。

次へ移ります。

7 事業所とも問題なく、問題なくとはどこに書いてあるんです。それから、全て満たしているとどこに書いてあるんです。それは向こうが言ったわけですか。それとも書類に残ってるんですか。そういうのは。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 御質問にお答えさせていただきます。

昨日いただいたCという資料なんですけれども、令和7年6月の総務文教常任委員会のほうに私のほうから提供させていただいた資料になります。

その中で、4月の9日、近畿経済産業局からのメール連絡において、7 事業所とも発電所として運転していくことについて、FIT認定に係る申請条件は6 事業においては全て満たしているとのことという記載をさせていただいております。

これにつきましては、4月9日に経済産業省からメールをいただいたときに、内容を確認するため電話をさせていただきました。そのときのやり取りの中で、そういう話は確認させていただいております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） そしたら、経済産業省の担当者が問題なくという発言をした。全て満たしていると発言をした。これは確認していいですか。それでいいわけ。それでいいんだったらそれでいいです。あんた電話で聞いたって言うんやから、そのとおりに聞きました。もう一回答弁してください。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 御質問にお答えさせていただきます。

その当時の言った言わないの話ですので、確実な記憶というのはちょっと、おぼろげではありますが、問題なくという話はさせていただいた記憶があります。実際もうこのままFITとして問題なく運転するんですねということに関しても確認させていただいてますし、発電事業所は7事業所とも稼働する、問題なく稼働するというお話させていただいているという認識でございます。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） もうやめますけどね、あの太陽光は大変問題なんですよ。問題山積してるんです。それなのに、経産省が問題なくなんていう発言をするとは、私とても考えられない。担当者と言いますけどね、あそこ見に来たのは電気事業をやっているときじゃないですよ。揺すって見るとか、下から見るとか、危険なところはないか、そういうのは見ますけれども、技術的なものを見るところじゃないですよ、あそこ。そやから、全て満たしているとか、問題ないとか、そういう発言しないはずですよ。それはもう一回、言った言わないになるか。

次行きましょう。

しかし、この書き方、これはもう文書を送りますんでね。こんなんでもいいかどうかというのを確認したいと思います。

それから、第三者と言ったというのはまだ答えいただいてませんけども、町は第三者に当たるんですか。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの問題内容につきましても、経済産業省とお話しする機会がありますので確認させていただきます。

○6番（埴谷高夫） 私がする。あんたに言うてない。

○住民課長（森谷克美） 電気事業法において、国は事業者に対して、使用前自己確認を求めています。義務化しております。事業者はそれに対し、国に対して、使用前自己確認をして、報告することの義務に対して履行されております。その行為におきましては、紀美野町は第三者になりますので、紀美野町が説明するのではなく、この件に関しては、経済産業省または事業者が説明することであるということでお話は伺って

おります。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） そしたら、この文言どおりに、地元の人が業者に強度計算書等の資料をもらいなさいと、そういうことを言いなさいと、こういうことを言ったんですか。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 御質問にお答えさせていただきます。

当然、現場で設置し、それを管理する事業者が説明義務があるということでお話をいただいております。

以上です。

○6番（埴谷高夫） 違うで。住民が聞けと言ったのと言ってる。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 住民の方が役場に来られてという認識でよろしいでしょうか。住民の方が来てと、どこに来てという。

○6番（埴谷高夫） 住民が直接業者に聞けということを向こうが指導したの、あなたに。

○住民課長（森谷克美） 指導というか、当然にそういうことだということで、逆に町がなぜ説明できますかということまで申されたと思います。そのときに言うた言わないの話になってしまうんで、正確性に欠ける部分もあるかもしれないですが、やり取りとしてはそういうやり取りをしております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） あなたね、国とやり取りするときは、メモ確認なんか、また文書にするということが絶対なかったらあかんでしょう。そういうのをちゃんとしてない。いまだにね。前も指摘しましたよね。そういうやり取りについてはちゃんと控えを取るなり、稟議の範囲でやりなさいよちゃんと。国とのやり取りですからね。何も残ってないじゃ話になりませんよ。そのことを注意しておきます。

それから、地盤調査に移ります。

地盤調査ですけど、調査書4枚目、5枚目見てください。これは、ある住宅建設のと

きの地盤調査の資料です。動木地内なので、動木と書いてませんね、美里町ですね。動木地内です、これね。分かりますか。調査概要。これは何て書いてあるかと言ったら、計画建物の不同沈下を防止するための基礎形状設計を目的とする。参考資料とは書いてない。

もう一つ、めくってもらって、基礎仕様計画書、この考察のところを見てください。

建物荷重の応力範囲内において、安全値を割った緩い層が分布しており、予定建築物の載荷重により不同沈下の可能性が高い地盤であることが推察されると。上記地盤改良工事を行い、建物の長期的な安定を確保することが適当であると考察する。こういう考察が出てるわけでしょう。そして、上には何と書いてあるかと言ったら、柱状改良が必要、小口径杭工法というのをやりなさいよ。これやらなかったら、地盤改良せんかったら、建物建てたら駄目ですよということを言ってるわけです。

ところが、あなたが出してきたと言ったらおかしいけれども、リークスと太陽工業が出してきた地質調査報告書、先ほども言いましたよね、参考資料なんです。責任がありませんよと言うてるのと一緒なんです。ほんで、ボーリングして、10メートル掘ったけれども、軟弱地盤、N値最高で22、下へ行ったら10ないんですよ。そういう地盤です、あそこは。何かと言ったら埋土ですからね。土を両側から持ってきて、ごみの上に乗せたわけですから。非常に軟弱地盤。普通の建物を建てるというのは、誰もあんなところに建てようと思いません。地盤改良なしにですよ。地盤改良は、あの土地は絶対必要なんです。幾らテント構造で軽いといっても、載荷重があるでしょう。私前に言いましたよね。50人の宿泊施設、厨房、レストラン、そういうのが上に乗ってくるでしょう。そんなもんあの地盤で、布構造で、布基礎でやったら絶対不同沈下起こします。私もう確信があります、それはね。今の工法でやったらですよ。やっぱり地盤改良せずに布基礎でやろうとしてるんですか。

○議長（七良 光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） お示しいただいた資料は、どういった発注を受けての地盤調査の概要なのかはちょっと私も知り得ませんが、この建設につきましては、太陽工業がテント膜の建設を行います。太陽工業がその構造計算をする上で必要な地盤調査をリークス開発に依頼したと、そういうふうに聞いてます。ですので、そのデータを基に太陽工業が構造計算をし、地盤沈下しない方法で施工の設計をしていると、そのように聞いています。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） そしたら、地盤改良するんですか。布基礎じゃないんですか。
それを教えてくださいよ。

○議長（七良裕 光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 事業者からは、地盤改良をせずとも、布基礎で大丈夫だ
というふうに聞いております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） そしたら、住民説明会、これの基礎を見ますと、60センチ
と10センチだったかな。1メートルないですよ。そんな基礎です。これで行くという
ことですか。

○議長（七良裕 光） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 4時16分）

再 開

○議長（七良裕 光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時16分）

東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 先週、建築確認申請が下りています。その建築確認申請
の協議の中で、やはり最初この60センチというのを100個という話をしてたんです
が、より安全な方法を取るということで、それをつなぎ合わせるような、面でもたす基
礎に改良したという話で、建築確認申請を取ったという話を聞きました。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 面でもたす、一定効果はあるわね。それはね。ところが、私
さっき言ったように、地盤調査の柱状図とか、ボーリング柱状図、それからN値を見ま
すと、今言ったのは60センチでしょう、60センチだったら、ポイントの4番、5番、
1番、1、4、5、6、ここら辺がもたないんですよ。ここらは、地盤改良せんかった

ら、山側のボーリング3ありますよね、ナンバー3、ここは山が迫ってて、2メートル掘ったらN値が60という大きな数字出てますから、ここは絶対もつんですが、しかし、重量がこの1、4、5、6にかかるでしょう。そして、7もそうですよ。7は大型ひさし、大型ひさしが1点で支えるようになってますよ。1点で支えるんじゃない、1点しか調査されてない。これもN値が10ないんです。こんなところへ建てて、何でもつんです。その意味が分からない。私、今度、構造計算から全部請求しますから、開示請求しますから、それを見てもう一回やりましょう。ここでそれをやってもあんまり意味ないかも分かりません、それだったら。建築確認が下りたというので、下りるのを待ってたんですけども、そしたら次に移りましょう。

実施か。もうやったって無駄やね。省きましょう。

次、5の5,000万行きましょう。

見込額、そういうふうにおっしゃったんかな。そんなん見込額を書くようになってます、ここは。

○議長（七良裕 光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 令和5年に基本計画のプロポーザルを行うときに申請書として町が徴収したものです。当時、当該年度、まだ決算が出てない状態の中で、ここはいつの書けばいいかという問合せがあったということを知っています。その中で、こちらのほうから、令和5年度の見込額を記入してくださいと依頼し、記入していただいて、それは審査する委員にも伝えての審査であったということでございます。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） こんなところに根拠のない見込額を書いて、どんな意味があるんです。どういう審査をするんです。見込額を書いて。どういう売上げが予想されて5,000万になったんですか。その説明はあったんですか、そしたら。

○議長（七良裕 光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 令和5年度のお話でございます。私もこの5,000万ということに対しても、御質問いただいて調べましたが、この5,000万というのは、当該年度、令和5年度の見込額を書いていただいたと。それから、過去の決算報告書もつけていただいたというふうに聞いております。

以上です。

○議長（七良浴 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 3,800万の会社が1,200万増やそうとしたら、相当な苦勞するはずですよ。その根拠もなしに、見込額5,000万。そしたら、これは見込額1億と書いたら、それはそれで通るんですか。そんなもんじゃないでしょう。それは、事務屋さんが、これを出されたときに、どういう根拠で5,000万ですかと聞くのは当たり前じゃないですか。見込みで5,000万だったら、ここに売上高見込みと書きますよ。ないんですもん、そういうのが。ないのに勝手にあなたは様式第2号を書き換えたわけですか。これを見込みでいいというふうに読むように、様式第2号をあなたが勝手に書き換えて、ここでやったわけですか。それでも構わないと。

○議長（七良浴 光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 先ほども申し上げましたとおり、令和5年度、5,000万に増える理由というのは聞いております。コロナも明けて、そこから売上げを上げていく予定であるというふうに、予定で見込額を5,000万としたというふうに聞いております。

ここにつきましては、審査される審査員の方にも、これは見込額である旨、事前にお知らせした上で審査をしていただいています。

以上です。

○議長（七良浴 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 私の言うことを聞きなさいよ。様式第2号は売上高となつてあるでしょうと。見込額を書けとなつてないでしょうが。下の、会社・団体パンフレット等を添付してくださいにも書いてないでしょうが、そういうことを。なぜそういうことを勝手にできるかと聞いてるんよ。これ条例に載ってるんでしょう、この様式は。違うんかな、規則か。町で決まってるわけでしょう。形式は。なぜ変えられるん。

○議長（七良浴 光） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 4時25分）

再 開

○議長（七良浴 光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時26分）

東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） この様式第2号につきましては、これは例規で定めているものではございません。このプロポーザルを申請するに当たっての様式として、要領等で指定しておるものでございます。

以上です。

○6番（埴谷高夫） 要領でも変えたんやろ。何で変えたんよ。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 要領で何であろうと、様式第2号と書いて、そして、業者に、合同会社SALTにこういう文書を出しなさいと、会社概要調書を出してくださいよと言って、それを勝手に見込額に変えた。こんなばかな話ないです。それだったら多分従業員数も違ってくるはず。そんなんも変わってないでしょう。

次は、意思確認した、協力業者ですけれども、その下も、意思を確認して、本人が使用しますと言ったら、それで加点、こんな審査ありますか。あると言われたらもうそれまでなんやけども、誰が見たっておかしいでしょうが。町民こんなん信用できますか。業者があると言ったんで加点しました。何かね裏づけがなかったらあかんでしょう。どういう工事で、どういう町内業者を使う予定なんか。ここを掘削するので、ここを舗装するので、町内業者、こういう業者がありますと。これを使う予定ですと言ったん。ただ使いますって。どういうことなの。

○議長（七良裕 光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 選定要領の中では、町内業者を使う意思があるかどうかを確認して、その町内業者を使うのであれば加点という形になります。先ほども申しましたが、選定委員から、そのことが、プロポーザルのヒアリング時にそれを確認されて、それが使うという形で答えておる。その中で、それが議事録として私らも持っております。このことについて、以前から事業者とも話し合いをして、どんな場面で使えるかというところを事業者は模索しておったところです。

いよいよ間もなく本格的な建設工事が開始されます。SPCからは、町内事業者に依頼できる部分、これをうまく選定して、そして、町の建設業協会のほうへ相談する旨の連絡を受けております。

以上でございます。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番(埴谷高夫) ぜひとも町内業者を使うようにしてください。私、事業反対ですよ。反対ですけども、部分的には町内業者を使うと書いてあるんやから。使うようにやってください。

それから、1,400万ですけど、数字については甘い、500万を1,400万にして、数字が甘いとは言いませんよ、そういうのはでたらめというんですよ。あなたの感覚ではこれを甘いと言うんですか。総額で7,300万、このうち1,400万ですからね。それで900万さばを読んでも。これで甘いと、こんなん甘いと言うんですか。

○議長(七良裕 光) 東浦教育次長。

○教育次長(東浦功三) これはプロポーザルの提案の際に添付されている収支予算書でございます。これについても、審査委員からは、やはり確かに数字については甘いという評価がありました。どの程度かというところは、私は知る由もございませんが、確かに選定委員からはその指摘がございました。

しかしながら、合計点については合格ラインを上回っておったので、優先交渉権者になっておるということでございます。

以上です。

○議長(七良裕 光) 6番、埴谷高夫議員。

○6番(埴谷高夫) これ一般質問なんで、反対討論じゃないですけどね。こんなばかげたものないですよ。審査したら、3人が同じ点、139点。私言ったように、こんなんあり得ない数字なんですよ。0.0000、もう1個ぐらいつくぐらいいですよ。そんな確率しか、この139点ってあり得ない数字。同じ。まして40点、40点やからね、もうあり得ない数字。それを、あんたが言ってるように、見込額やの、1,400万と書いたのを、500万でしかないのに1,400万と書きましたと。こんなでたらめな書類を出して、通ってるんでしょうが。選定委員ってどんな選定委員なんよ。全く数字を見ることができない選定委員。銀行屋さんが入ってるでしょう。銀行さんはこんなん見たらすぐ分かるはずですよ。これ多いのと、何でやると、計算書見たらやっぱり多いわと、こないなるん。これを審査してたら、まともに。やってないんでしょうが、そういうことを。やらずに、最初からもうKIMINO STUDIESで決まってるから。KIMINO STUDIESではないけど、コンソーシアムが決まってるから。1者でやってるから、1団体でやってるからこういうことになるんでしょうが。こんなでたらめな事業ないですよ。最初から決まってるんやもん。

まだまだ私、建築確認が出たと言うから、その資料に基づいて、私まだまだこれやりますので、もう最後まで行くつもりでやろうと思ってます。監査請求を出してるからね。あんまり期待してないけれども、明日くれるというんで、それもらってから楽しみしてます。

最後、町長さんですけれども、これイメージパースそのものなんです。こんなんできませんよ。こんなんできない。鉄骨もっと入らなかったら、こんなん不可能ですからね。だから、おっしゃるけれども、この読み方よ。誰が見たって、建設、設計、運営を一体的に行いましたと、これが頭にきてるでしょうが。これが頭にきて、最後は海南市ノビノス、サクアスも採用してますと。採用してるのは構想だけでしょう。それ何で書かないんです。一緒じゃないでしょうが。さっきも言ったように、一般競争入札でやられてるから、これ何個あったか、私どうか知りませんよ、そんな失礼なこと言えないね。それは分かりませんが、あくまでも公平・公正でやられてるでしょうが。紀美野町は随意契約1者ですよ。しかも、先ほども言ったように、14億円という構想があつて、それが今も続いているんですよ。このような計画を誰が、さっきもいろいろ言いましたけれども、地盤の話から、ごみ捨場の話から、みんなおおよそですわ、やり方が。積んでない。全部おおよそのやり方でやってる。それはなぜかと言うたら、KIMINO STUDIESに任せるからですよ。技術士でもないでしょう、設計屋さんでもないでしょう、そういう人に14億、10億使って、スポーツ店の店主と、そして、設計屋さんとでやってしまうと。大きな間違いがそこから始まっているんですよ。ほやからこんなこと書かなあかんようになるんよ。明らかにこのやり方じゃないでしょうが。プロポーザルの説明だけだったら、企画・構想、これをやっていますと書いたらいいでしょう、それだったら。何でこんな誤解させるようなことを書くんです。町長さんは、先ほど立派なピラでと言いましたけれども、私、反対ですよ。これ読んだ人は、海南市ノビノス、サクアス、違うやろうと、一般競争入札やろうと、そうですよと。ところが、読んだら、プロポーザル方式の説明やから、それは合ってます。そやから、けちつけられんように、これ公選法違反ですよ、虚偽広告ですよということにならんように、ちゃんと作られていると私は思います。しかし、そなんやって誤解する人が出てくるような書き方というのは、大いに私問題があると。あなたは公約として、公約というか実績としてこういうことを載せるんでしたら、もっと真摯にやるべきだと、このように思います。

○議長（七良裕 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） お答えをいたします。

議員そんな言われますけども、このチラシのスポーツ公園を今やってる事業を紹介したいということで、分かりやすい資料にしたかったということが一つあります。上のほうはイメージパースであります。先ほども言いましたけど、概要も少し載せました。もともとですから、紙面ですから、あんまり字数が入らないということもありますので、非常に簡潔にいたしました。概要も載せました。そして、またこの進め方についても載せました。その中で、プロポーザルというやり方も、実際はそれでやっていますので載せました。ただ、プロポーザルというのはなかなか一般の人になじみが薄いから、あえてここに追記で解説をしたということでもありますし、一番分かりやすいのは、やはりお隣の海南市もプロポーザル方式、海南であるとか、和歌山であるとか、いろんなところがそういう方式を採用してるということを書いた部分もありますが、紙面の字数の関係で、お隣の海南のノビノスが一般、皆さんよく御存じの施設であるからしたということです。ただ、議員言われるように、DBOじゃなくて、最初の管理運営のほうをやったということなんですけど、そこまで詳しくは書いてませんけども、プロポーザル方式を採用してやったということはそのとおりなので、分かりやすい、皆さんよく御承知の施設を書いたということです。あくまでもプロポーザル方式の解説をしたものであります。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） ちょっと違うんですよ。海南市のノビノス、サクアスは、基本構想・基本計画をプロポーザルでやったんです。それだけをやったんやって。それだけをやったんや。全部をそれでやったんじゃないんよ。そこが違うと言ってるんよ。あなた、それ違い認めませんか。

○議長（七良裕 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） あくまでもこれはプロポーザルということの説明であります。その前段、アイデアとか想像力、そういったものを総合的に判断して事業者を決定する方式である。当然、今言われたように海南市もプロポーザル方式を採用した。その中身は詳しく書いてませんけども、プロポーザル方式ということを採用したということを書いてるだけであります。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） そしたら、海南市ノビノスのその前に、基本構想・基本計画は、海南市ノビノス、同じようにやってると、こない書いたらいいでしょうが。基本構想と基本計画だけなんですから。何で書かないんよ、それだったら。それを外してるといふのは、そういう誤解をさせるために、私から言うたらね、そういうことでしょうが。同じですよと言いたい。ところが全く違うということを私言っておきます。

それから、イメージパース、イメージ図を書いてあるけれども、こんなことにはならないでしょうが。これだったら、テント膜の支点から支点まで、これだったら何メートルあります。もっと鉄骨入れないと、4メートルですからね、直線距離で4メートルで張らなあかんのですよ。そういうのは決まってるんです。6 6 7 5、国交省の6 6 7 5と私読みましたけれども、全部細かく決まってる、仕様がね。ほやから、こういうイメージにならないんです。そういうのも載せて、平気といたらおかしいけれども、それで選挙を戦ったわけだから、勝ったんですけれどもね、それでね。私、非常にこれは問題があると思います。それを指摘して、質問を終わります。

○議長（七良裕 光） 以上で、埴谷高夫議員の質問を終了いたします。

これで一般質問を終わります。

◎日程第 6 議案第 6 7 号 令和 6 年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 7 議案第 6 8 号 令和 6 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 8 議案第 6 9 号 令和 6 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 9 議案第 7 0 号 令和 6 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 1 0 議案第 7 1 号 令和 6 年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 1 1 議案第 7 2 号 令和 6 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 1 2 議案第 7 3 号 令和 6 年度紀美野町農業集落排水事業会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 1 3 議案第 7 4 号 令和 6 年度紀美野町東部簡易水道事業会計歳入歳出決算の

認定について

◎日程第14 議案第75号 令和6年度紀美野町西部簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について

○議長（七良裕 光） 日程第6、議案第67号、令和6年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第14、議案第75号、令和6年度紀美野町西部簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、9議案を一括議題とします。

9月9日に説明が終わっておりますので、これから議案第67号に対し、質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） 1点だけお聞きしておきたいと思います。

この決算において、一般会計ですけれども、このところで、何だったっけ、収支の状況、以前は70%以内ということだったところの状況に関するところ、できれば決算カードがあればいいんですけれども、その全体の移り変わりのところでお聞きしたいなというふうに思うんですけれども、決算カードについて、県のほうへ出さなければ分からないということがございますけれども、そのところをよく紀美野町で独自に作られるというふうに聞くんですけれども、これについてお示し願えればというふうに思います。もし、今すぐということであれば、また次、今後、まだできてませんけれども、特別会計の状況まででもよろしくお願ひしたいと思います。

（11番 美濃良和 降壇）

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

（総務課長 曲里充司 登壇）

○総務課長（曲里充司） 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

現在、決算統計では、県のほうへはデータは提出済みになっております。今後、決算委員会までには決算カードを町のほうで独自に作成いたしまして、また、お渡しできればと考えております。

以上でございます。

（総務課長 曲里充司 降壇）

○議長（七良裕 光） ほかに質疑ありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

(6番 埴谷高夫 登壇)

○6番(埴谷高夫) 1点だけ。教育費の設計委託料で8,600万円上がってますよね。先ほど聞いたら、建築確認はつい先日下りた。それで8,600万円はもう出納閉鎖までに支払われてるわけですよね。その辺の関係はどうなるんでしょう。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長(七良裕 光) 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長(東浦功三) 埴谷議員の御質疑にお答えします。

令和6年度の決算書には、設計及び調査業務ということで8,600万円の支払いをしております。年度内に全ての設計は一旦完了してあります。ですので、設計に係る費用は全てお支払いをいたしました。しかしながら、この後、今年度に入ってから、建築確認申請を取らなければいけないというところで、建築確認申請は、別途7年度予算で置かせていただいています。一応完了はしてありますが、建築確認申請を申請する段階で修正等あったら、そこにも対応していただくということで、そういう対応もしていただく、今後の対応もしていただくという約束の下、設計に係る費用をお支払いしておるところです。

以上です。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長(七良裕 光) 6番、埴谷高夫議員。

○6番(埴谷高夫) 私、一般的なところがよく分からないんですけど、設計して、そして、建築確認を取った段階でお支払いするというのじゃなしに、設計が終わったら、これでええわ、まだ変更設計あるかも分かりませんし、これ駄目だという場合もありますよね。それでも払ってしまって、そういうもんなんですか。一般的に。誰かお答えできる人あったらしてもらっても結構ですけども、紀美野町ではこういう方法でやりますというのは、そういう方法なんですか。

○議長(七良裕 光) 東浦教育次長。

○教育次長(東浦功三) 今回の設計調査費用については、調査費用、先ほど申し上げました地盤調査の件で完了しています。設計につきましても、年度内に全て一旦成果品をいただいています。その中で出来上がった成果品は一応いただいておりますが、これが年度内、7年度には、宿泊・飲食の部分の建築確認申請を行う。8年度には、ま

た次の新体育館のほうの建築確認を行うという2本立てでいってまいますので、そこまでの変更についても対応していただくということで、設計費用を支払っておるということです。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） ちょっとごめんなさい。そしたら誰でもいいです。町のそのやり方として、設計変更があるかも分からない。追加で費用が発生するかどうか分かりませんが、この設計がうまいこといかな場合もある。そういった場合でも、成果物ができたら、その段階でお金はお支払いすると、そういうことで今まで町はやってきてるんですか、これはどうです。

○議長（七良裕 光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 私が確認しているところでは、成果物が提出された時点で金額をお支払いしているというふうに認識しております。

以上です。

○6番（埴谷高夫） 建築確認関係ないんやね。

○企画管財課長（高田真孝） そこまではしてないです。

○6番（埴谷高夫） 建設課とかはそうですか。

○議長（七良裕 光） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 建設課では、建築確認申請が必要な案件というのはございませんので、ちょっと把握しかねております。

○議長（七良裕 光） よろしいですか。

○6番（埴谷高夫） はい。

○議長（七良裕 光） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） これで、議案第67号に対する質疑を終わります。

続いて、議案第68号、議案第69号及び議案第70号に対し、一括質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） 質疑がないようですので、これで議案第68号、議案第69号及び議案第70号に対する質疑を終わります。

続いて、議案第71号に対し、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 質疑がないようですので、これで議案第71号に対する質疑を終わります。

続いて、議案第72号に対し、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 質疑がないようですので、これで議案第72号に対する質疑を終わります。

続いて、議案第73号、議案第74号及び議案第75号に対し、一括質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 質疑がないようですので、これで議案第73号、議案第74号及び議案第75号に対する質疑を終わります。

お諮りします。

議案第67号から議案第75号については、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号から議案第75号については、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長及び監査委員を除く全議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員は、議長及び監査委員を除く全議員を選任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日18日から24日までの7日間を休会とし、25日午前9時から会議を開きたい
と思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 異議なしと認めます。

よってそのように決しました。

散 会

○議長(七良裕 光) 本日はこれをもって散会します。

(午後 4時54分)